

續ニ任ス。

管理者、又ハ管理者ノ要求ヲ受ケタル村長、若ハ其ノ代理者ハ、臨時ニ選舉人中ヨリ、二名乃至四名ノ選舉立会人ヲ、選任スヘシ。

選舉立会人ハ、名譽職トス。

第十六条 選舉人ノ外、選舉会場ニ入ルヲ得ス。但シ、選舉会場ノ事務ニ従事スルモノ、選舉会場ヲ監視スル職權ヲ有スル者、又ハ警察官吏ハ、此ノ限ニ在ラス。

選舉会場ニ於テ、演説討論ヲ為シ、若ハ喧擾ニ涉リ、又ハ投票ニ關シ協議、若ハ勸誘ヲ為シ、其ノ他、選舉会場ノ秩序ヲ紊ルモノアルトキハ、選挙長ハ、之ヲ制止シ、命ニ從ハサルトキハ、之ヲ選舉会場外ニ、退出セシムルヘシ。

前項ニ依リ、選舉会場外ニ退出セシメタル者ハ、最後ニ至リ、投票ヲ為スコトヲ得。但シ、投票時間経過後ハ、此ノ限リニ在ラス。

第十七条 選挙ハ、投票ニ依リ、之ヲ行フ。

選挙人ハ、選挙ノ当日、自ラ選挙会場ニ至リ、選挙人名簿ノ対照ヲ經テ、投票スヘシ。

選挙人ハ、選挙会場ニ於テ、投票用紙ニ自ラ被選挙人ノ氏名ヲ記載シテ、投票スヘシ。

投票用紙ニハ、選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス。

自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者ハ、投票ヲ為スコトヲ得ス。

投票用紙ハ、管理者ノ定ムル所ニヨリ、一定ノ式ヲ用ウヘシ。

選挙人名簿ノ調製後、選挙人ノ所屬選挙区ニ異動ヲ生スルコトアルモ、其ノ選挙人ハ、前所屬ノ選挙区ニ於テ、投票ヲ行フヘシ。

第十八条 第七條ニ依リ、選挙權ヲ有スル者ハ、代人ヲ出シテ、選挙ヲ行ウコトヲ得。但滿二十年以上ノ男子ニアラサ

ル者、禁治産者、及準禁治産者ハ、必ス代人ヲ以テ、選挙ヲ行フヘシ。

代人ハ、帝國臣民ニシテ、滿二十年以上ノ男子ニ限ル。

代人ハ委任状、其ノ他代理ヲ証スル書面ヲ、選挙長ニ提出スヘシ。

第十九条 増員選挙ト、補欠選挙ト、同時ニ行フ場合ニ於テハ、一ノ選挙ヲ以テ、合併シテ、之ヲ行フ。

第二十条 投票ニ記載ノ人員、其ノ選挙スヘキ定數ニ過キ、又ハ不足アルモ、其ノ投票ヲ無効トセス、其ノ定數ヲ過ク

ルモノハ、末尾ニ記載シタル人名ヲ、順次棄却スヘシ。

左ノ投票ハ、之ヲ無効トス。

一 成規ノ用紙ヲ、用ヒサルモノ。

二 現ニ組合会議員ノ職ニアル者ノ、氏名ヲ記載シタルモノ。

三 被選挙人ノ何人タルヲ、確認シ難キモノ。

四 被選挙權ナキ者ノ氏名ヲ、記載シタルモノ。

五 被選挙人氏名ノ外、他事ヲ記入シタルモノ。

但シ、爵位、職業、身分、住所、又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ、此ノ限リニ在ラス。

第二十一条 投票ノ拒否、及効力ハ、選挙立会人ノ意見ヲ聽キ、選挙長、之ヲ決定スヘシ。

第二十二条 組合会議員ノ選挙ハ、有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ、当选トス。

前項ニ依リ当选者ヲ定ムルニ當リ、投票ノ數同シキトキハ、年長者ヲ取り、年令同シキトキハ、選挙長抽籤シテ、之ヲ定ム。

第二十三条 選挙長ハ、選挙録ヲ製シテ、選挙ノ顛末ヲ記載シ、選挙ヲ終リタル後、之ヲ朗読シ、選挙立会人二名以上ト共ニ、之ニ署名スヘシ、選挙録ハ、投票、選挙人名簿、其ノ他、關係書類ト共ニ、選挙及当选ノ効力確定スルニ至ル迄、之ヲ保存スヘシ。

第二十四条 選挙ヲ終リタルトキハ、選挙長ハ、直ニ当选者ニ当选ノ旨ヲ告知シ、同時ニ選挙録ヲ添へ、当选者ノ住所氏名ヲ、管理者ニ報告スヘシ。

当选者ニシテ、当选ヲ辭セムトスルトキハ、当选ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ、之ヲ管理者ニ、申立ツヘシ。一人ニシテ、數選挙区ノ選挙ニ當リタルトキハ、最終ニ当选ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ、五日以内ニ、何レノ選挙ニ応

スヘキカヲ、管理者ニ申立ツヘシ、其ノ期間内ニ之ヲ申立テサル者ハ、総テ其ノ当選ヲ辞シタルモノト、看做ス。
第二十五条 組合会議員ノ当選ヲ辞シタル者アリタルトキ、又ハ当選無効ト確定シタルトキ、若クハ選挙ノ無効ニ属シタルトキハ、管理者ハ、選挙ノ期日ヲ定メ、更ニ選挙ヲ行フヘシ。

第二十六条 議員ノ定数ニ足ル当選者ヲ得ル能ハサルトキハ、管理者ハ、選挙期日ヲ定メ、更ニ選挙ヲ行フヘシ。

第三章 組合吏員ノ組織及選任

第二十七条 本組合ニ、常設委員五人ヲ置ク、其ノ選出区域及、人員左ノ如シ。

- 一 武儀郡小金田村大字上白金 老人
- 一 郡全 村大字下白金 老人
- 一 稲葉郡芥見村大字芥見及岩村大字岩田 老人

- 一 全郡岩村大字岩滝及藤原村大字大島岡宮代岡三柿野 老人
- 一 全郡那加村大字前洞西市場、同山谷、同岩地及同郡北長森村大字水海道 老人

臨時委員ヲ置クノ必要アルトキハ、其ノ時々組合会ノ議決ヲ經テ、之ヲ定ム。

委員ハ、組合会中、組合会議員ノ被選挙権ヲ有スル者ニ就キ、管理者ノ推薦ニ依リ、組合会之ヲ選任ス。

第二十八条 委員ハ、名譽稱トス。

委員ノ任期ハ、常設委員ハ二箇年トシ、臨時委員ハ、委員ヲ要スル事件終了ト共ニ解任スルモノトス。但シ、神欠ノ為選任セラレタル常設委員ハ、其ノ前任者ノ任期期間、在任ス。

委員ニシテ、被選挙権ヲ有セサル者ハ、其ノ職ヲ失フ、其ノ被選挙権ニ關スル異議ハ、組合会、之ヲ決定ス。

第二十九条 本組合ニ、左ノ有給吏員ヲ置ク。

- 書記 一名
- 技手 一名
- 用水路監督 一名

第四章 用水路及用水分配

八名

第三十条 堰埭並樋管監督ノ配置箇所、名称及人員、左ノ如シ。

- 一 水源堰埭監督並武儀郡小金田村大字小屋名地内郡上川通一番樹及同大字上白金地内二番樋監督 宅名
- 一 稲葉郡芥見村大字芥見地内津保川樋監督 宅名
- 一 全郡全村大字地内宇戸泉懸水樋式樋監督 宅名
- 一 全郡那加村大字前洞地内宇東野掛樋監督 宅名
- 一 全郡全村大字西市場地内境川樋管及宇北浦用水樋管監督 宅名
- 一 全郡全村大字宇土山掛樋監督 宅名
- 一 全郡蘇原村大字伊吹掛樋監督 宅名
- 一 全郡全村大字大島赤羽根及一丁田樋管監督 宅名

第四章 用水路及用水分配

第三十一条 用水路ハ、本流及支流ニ区分シ、本流ノ修繕及改修ノ費用ハ、本組合之ヲ支弁シ、支流ニ屬スル費用ハ、本組合、之ヲ支弁セス。

第三十二条 本流ハ、武儀郡小金田村大字小屋名宇松原ニ起リ、稲葉郡芥見村宇懸峨ニ於テ分流シ、東ハ稲葉郡那加村大字前洞開墾、西ハ同郡北長森村大字水海道ニ至ル迄トス。但シ、支流ノ内、稲葉郡岩村大字岩田宇寒山及、全郡那加村大字西市場寺田用水路及、宇北浦ヨリ境川へ落ス懸水路、全郡大字前洞宇東野懸水路、並ニ武儀郡小金田村大字上白金用水路ハ、現今本流ノ二番樋迄、其ノ他ノ支流ニ於テハ、各引用地域ノ境ニ至ル迄ヲ、本流ト見做シ、修繕又ハ改修等、組合費ヲ以テ支弁スルモノトス。

第三十三条 用水ヲ分配スルニ、其ノ水量ハ、各村負担額ヲ率トシ、其ノ村々樋口ニ於テ、生水ヲ以テ歩合ヲ定メ、公平ニ配付スルモノトス。但シ、生水ヲ以テ歩合ヲ定メ難キトキハ、管理者ニ於テ、適當ノ方法ヲ以テ、歩合ヲ定メ、配付スルコトヲ得。

第三十四条 用水旱魃ニ際シ、分配上不足スル場合ニ於テハ、管理者ハ、番水法ヲ設ケ、委員ヲ指揮シテ、施行セシム

ルコトヲ得。

第三十五条 用水期節外、常水々量ハ、芥見村大掛橋ニテ水深八寸以下トシ、其ノ水量ヲ超エルトキハ、捨樋ノ方ヘ放流スルモノトス。但シ、水量ヲ増減セムトスルトキハ、管理者ノ指揮ニ依ルモノトス。

第三十六条 向來新ニ灌漑ヲ望ム者ハ、字番及反別ヲ詳記シ、之ニ絵圖面ヲ添付シ、管理者ヘ請求スヘシ、管理者ハ、之ヲ調査シ、組合会ノ議決ニヨリ認可スルトキハ、創業費トシテ、一反歩ニ付、金貳円以上拾円以下ヲ出金セシメ、是ヲ領収シタル上、樋管ヲ新設、又ハ増加ヲナスモノトス。

第五章 財務

第三十七条 組合ノ費用ハ、積立金以外ノ財産ヨリ生スル収入、其ノ他、組合ニ歸スル収入ヲ以テ、之ニ充テ、尚不足スルトキハ、旧慣ニ依リ、組合区域内ノ地価、又ハ反別ニ賦課ス。

第三十八条 組合費ノ賦課ヲ受クル反別ハ、別冊創業反別ニ賦課ス。

第三十九条 組合費ハ、旧慣ニ從ヒ、工事利益ノ厚薄ニ依リ、經費壹万參千六百円ニ除算シ、負担率ヲ定ムル、左ノ如シ。

但一村受金額ハ、旧慣ニ依リ、其ノ村限り、等差ヲ設クル事ヲ得ト雖モ、受金額ヲ減スル事ヲ得ス。

金八百円 小金田村大字上白金
同 村大字下白金

金參千七百八拾七円參拾錢參厘 芥見村大字芥見

金七百參拾八円六拾參錢 岩村大字岩田

金八百七拾參円五拾壹錢 全村大字岩滝

金千七百七拾九円拾參錢貳厘 藤原村大字大島

金貳百九拾六円五拾貳錢貳厘 全 村大字宮代

金貳百貳拾貳圓參錢四厘 全 村大字三柿野

金貳千貳拾貳圓參拾四厘八厘 那加村大字那加

金四百八拾八円貳拾錢八厘 全 村大字西尾

金百六拾四円八拾五錢參厘 全 村大字山後

金百壹円六拾九錢五厘 全 村大字岩地

金千六百參拾七円八拾參錢五厘 北長森村大字海道

合計金額壹万參千六百円

第四十四条 本組合ハ、其ノ必要ニ依リ、夫役及現品ヲ、組合員ノ全部、又ハ一部ニ賦課スルコトヲ得。但シ、学芸美術及手工ニ關スル、労役ヲ課スルコトヲ得ス。

夫役現品ハ、急迫ノ場合ヲ除クノ外、組合費賦課額ヲ標準トシ、金額ニ算出シテ賦課スヘシ、夫役ヲ課セラレタル者ハ、其ノ便宜ニ從ヒ、本人自ラ之ニ當リ、又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得、又夫役現品ハ、急迫ノ場合ヲ除クノ外、金錢ヲ以テ、之ニ代クルコトヲ得。

第四十一条 夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者、定期内ニ其ノ履行ヲ為サス、又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ、管理者ハ、期限ヲ指定シテ督促スベシ、其ノ急迫ノ場合ニ、賦課シタルモノニ付テハ、更ニ之ヲ金額ニ算出シ、期限ヲ指定シテ、其ノ納付ヲ命ズベシ。

第四十二条 組合費、其ノ他ノ収入金ヲ、定期内ニ、納付セサル者アルトキハ、管理者ハ、期限ヲ指定シテ、督促スヘシ。

本条及前条ノ督促ヲ為ストキハ、督促杖一通ニ付、手数料金拾錢ヲ、徴収ス。

組合区域外ニ在ル、滞納者ニ對シテハ、前項手数料ノ外、脚夫ヲ以テスル場合ハ、其ノ里程ニ應ジ、一里毎ニ金拾錢、郵便ヲ以テスル場合ハ、其実費ヲ以テ、増手数料トシテ、徴収ス。

第四十三条 水利組合法第五十四条ニ依リ、区域内ノ村ニ於テ、管理者ノ求ニ依リ、組合費其ノ他ノ収入ノ賦課徴収ヲ為ストキハ、之ニ對シテ、徴収金百分ノ二ヲ、其ノ村ニ交付スベシ。

第四十四条 組合ノ事務ニ従事スル者ニ對シ、手当、報酬、賞与、慰勞金等ノ、給与ヲ要スルトキハ、其ノ給与額ハ、組合会ノ議決ヲ經、第一次監督庁ノ許可ヲ得テ、之ヲ定ム。

第四十五条 財産ノ売却、工事ノ請負、及物件勞力其ノ他ノ給与ハ、競争入札ニ付スヘシ。但シ、臨時急施ヲ要スルトキ、又ハ入札ノ價格、其ノ費用ニ比シテ、得夫相償ハサルトキ、又ハ組合会ノ議決ヲ經タルトキ、若ハ予定金額五拾円未満ノモノハ、此ノ限りニ在ラス。

第四十六条 本改正規約ハ、明治四十二年四月一日ヨリ、施行ス。

本規約施行ノ際、現在組合会幹員ハ、明治四十四年三月五日マテ、在任ス。

第四十七条 旧各務用水組合ニ於テ締結シタル、左ニ列記セル約定書ハ、本組合、之ヲ継承シ、其ノ義務ヲ負フモノトス。

一 旧厚見郡日置江村外三ヶ村組合杉本英一外、明保二十九番町村長トノ約定書。

一 武儀郡小金田村大字小屋名地内水路交換ニ依リ、小金田村長ト、為取換アル契約書。

一 明治二十一年一月十二日旧武儀郡上白金村及下白金村代理者ト締結セシ、用水開闢規約ノ中第二条及第五条第十條ノ三ヶ条ハ、追テ該村ト協議ノ上、本組合会ニ於テ、処分スルモノトス。

一 明治二十五年五月十一日附旧芥見村外九ヶ村有志者ト、旧武儀郡小金田村大字上下白金總代トノ約定書。

一 明治三十一年九月二十二日各務用水管理者、及武儀郡小金田村長ト、山県郡千疋村長ト、締結セシ約定書。

第四十八条 本組合区域ハ、第三条ニ掲クル如シト雖モ、用水引用ハ、該水路ノ完全ニ至ル迄、当分ノ内、別冊創業反別冊創業反別ニ、限ルモノトス。

明治四十二年二月二十日決議

(徴収交付金を半減) 明治四十五年二月二十七日の組合通常会において、從來区域内村が組合費その他の賦課徴収に對する交付金は、徴収金の百分の二であつたのを、半減して百分の一と改正することとし、第四十三条を次のとおり改正議決した。依つて管理者は、三月十二日付これが許可を申請し、知事は同日十八日付認可した。

各務用水普通水利組合規約中、左ノ通り、改正スルモノトス。

明治四十五年二月二十七日決議

第四十三条ヲ、左ノ通り、改正ス。

水利組合法第五十四条ニ依リ、区域内ノ村ニ於テ、管理者ノ求ニ依リ、組合費、其ノ他ノ賦課徴収ヲ為ストキハ、之ニ對シテ、徴収金百分ノ壹ヲ、其ノ村ニ、交付スヘシ。

(参照)

元第四十三条 水利組合法第五十四条ニ依リ区域内ノ村ニ於テ管理者ノ求ニ依リ組合費其ノ他ノ賦課徴収ヲ為ストキハ之ニ對シテ徴収金百分ノ貳ヲ其ノ村ニ交付スヘシ。

(組合金庫と同事務規程) 明治四十五年一月二十五日付、稲葉郡長管理の五水利組合は、金庫事務取扱者株式会社笠松銀行より担保として、一万五千円に相当する有価証券を差入れさすこととし、これが許可を申請し、知事は翌二月五日付次のとおり許可した。

加第一七号

組合金庫事務取扱ニ關シ担保ノ件ニ付許可申請

加納輪中水害予防組合金庫

各務用水普通水利組合金庫

大江川普通水利組合金庫

荒田川 關門普通水利組合金庫

境川用水井堰普通水利組合金庫

事務取扱者

株式会社笠松銀行

右組合金庫事務取扱担保ニ關シ、左記ノ通、相定メ度候間、御許可相成度、此段申請候也。
明治四十五年一月二十五日

加納輪中水害予防組合
各務用水普通水利組合
大江川普通水利組合
荒田川關門普通水利組合
境川用水井堰普通水利組合
管理若岐阜縣稲葉郡長 齊藤 実直 謹
岐阜縣知事 薄 定 吉 殿

記

一 組合金庫事務取扱ノ担保トシテ、金壹万五千元ニ相当スル價格ノ、有価証券ヲ差入レ留クモノトス。
一 組合金庫ノ保管金、前項ノ金額ニ超過スルトキハ、之ニ相当スル價格以上ノ増担保品ヲ、差入ルモノトス。
一 担保品トシテ差入ルヘキ有価証券ハ、左ノ種類トシ、其價格ハ、管理者、之ヲ定ム。
一 利附国債証券
一 利附府県債証券
一 日本勸業銀行債券
一 日本銀行債券
一 正金銀行債券
一 株式会社濃飛農工銀行債券
担保品ニハ、担保品差入証券ヲ添付スヘシ、其ノ記名ノ証券ニ対シテハ、先般委任状ヲ添へ、且記名ノ公債社債券ニ
対シテハ、第三債権者ノ、質入証券ヲ添付スヘシ。
稲葉郡長 謹

内務部長 殿

加第一七号 明治四十五年一月三十一日

組合金庫担保ニ關スル件
本月二十九日付、一第四五〇号ヲ以テ、御照会之趣、取調候處、左記ノ通りニ有之候条、此段及回答候也。

加納輪中水害予防組合 金八千円
各務用水普通水利組合 金四千円
大江川普通水利組合 金千五百円
荒田川關門普通水利組合 金壹千円
境川用水井堰普通水利組合 金貳百円

岐阜縣指令第四五〇号

稲葉郡
加納輪中水害予防組合
各務用水普通水利組合
大江川普通水利組合
荒田川關門普通水利組合
境川用水井堰普通水利組合
管理若 稲葉郡長

明治四十五年一月二十五日加第一七号稟請、組合金庫担保ニ關スル件。
右明治四十一年内務省令第十三号第十八条ニ依リ、許可ス。

明治四十五年二月五日

岐阜県知事 薄 定 吉

次いて同年四月二十三日の組合会において、組合金庫事務取扱規程を議決し、翌二十三日付之が設定許可を申請、知事は翌四日付許可を指令した。しかしてその規程の内容は、資料未発見のため不詳である。

各第四七号

組合金庫事務取扱規程設定ノ件許可申請

本組合金庫事務取扱規程設定ノ義、別紙ノ通、本月二十三日組合会ニ於テ議決候条、御許可相成度、此段申請候也。

明治四十五年四月二十四日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長 齊 藤 実 直 郎

岐阜県知事 薄 定 吉 殿

岐阜県指令一第三二一号

稲葉郡各務用水普通水利組合

明治四十五年四月二十四日各第四七号申請、金庫事務取扱規程、設定ノ件。

右明治四十一年内務省令第十三号第二十條ニ依リ、許可ス。

明治四十五年五月四日

岐阜県知事 薄 定 吉

〔収入金徴収規程改正〕 明治四十五年二月二十七日の通常組合会において、組合収入金徴収規程改正を議決、翌三月十九日付これが許可を申請し、知事は同二十五日付で許可したが、これも資料未発見のため、内容は詳らかでない。

各第三〇号

組合収入金徴収規程改正ノ件許可申請

明治四十五年二月二十七日各務用水普通水利組合通常会ニ於テ、当組合収入金徴収規程、別紙ノ通改正ノ件議決致候間、御許可相成度、此段申請候也。

明治四十五年三月十九日

各務用水普通水利組合管理者

稲葉郡長 齊 藤 実 直 郎

岐阜県知事 薄 定 吉 殿

岐阜県指令一第一九〇八号

稲葉郡各務用水普通水利組合

明治四十五年三月十九日各第三〇号申請収入金徴収規程、改正ノ件。

右明治四十一年内務省令第十三号第二十條ニ依リ、許可ス。

明治四十五年三月二十五日

岐阜県知事 薄 定 吉

〔大正三年の規約改正〕 大正三年三月六日の組合通常会において、組合規約中第十條第一項第七号及び、第三十七條を、次のとおり改正を議決し、同月十二日付許可を申請、知事は同月十七日付許可した。

各第一〇号

組合規約中改正ノ件申請

各務用水普通水利組合規約中、別紙ノ通改正致度候条、御許可相成度、組合会ノ議決ヲ經、此段申請候也。
大正三年三月十二日

各務用水普通水利組合管理者

稲葉郡長 竹内伊之助 謹

岐阜県知事 島田剛太郎 殿

規約中改正ノ件

各務用水普通水利組合規約中、左ノ通、改正セントス。
第十條第一項第七号中、若クハノ次へ「主トシテ」ノ四字ヲ挿入シ、又ハノ次「組合ノ為」ノ四字ヲ、削除ス。
第三十七條中、「地価」トアルヲ、「地租」トス。
大正三年三月

理由

組合ノ為、金銭出納ノ取扱ヲ為スモノ、又ハ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ役員ハ、從來組合会議員ノ被選舉ヲ有セサル規定ナリシモ、主トシテ該取扱ヲナシ、或ハ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ役員ニ非ラサレハ、被選舉權ヲ有スルモ、何等差支ナキモノト認め、又組合費ハ、地価、又ハ反別ニ、賦課スルコトナリヤレルモ、明治四十一年三月法律第三十七号地方税關限ニ關スル件、発布ノ結果、地租附加税、又ハ反別割トシテ、課スルコトナリ、該法律ニ抵触セルヲ以テ、改正セントスルニ在リ。

第十條 各務用水普通水利組合員ハ被選舉權ヲ有ス但シテ是ノ限リニ在ラス

目

第三十七條 組合ノ費用ハ積立金以外ノ財産ヨリ生スル取入其他組合ニ屬スル取入ヲ以テ之ニ充テ尚不足スルトキハ田價ニ依リ組合区域内ノ地価又ハ反別ニ賦課ス

岐阜県指令第一一六一号

稲葉郡各務用水普通水利組合

大正三年三月十二日各第一〇号稟請組合規約中改正ノ件。

右水利組合法第七十八條ニ依リ、許可ス。

大正三年三月十七日

岐阜県知事 島田剛太郎

〔組合給与規程の改正〕 これを前項組合規定と同じく、大正三年三月十二日付改正の件を申請し、知事は同月十七日付、これを許可した、すなわち次のとおり。

各第一一号

組合給与規程中改正ノ件申請

各務用水普通水利組合給与規程中、別紙ノ通、改正致度候条、御許可相成度、組合会ノ議決ヲ經、此段申請候也。
大正三年三月十二日

各務用水普通水利組合管理者

稲葉郡長 竹内伊之助 謹

岐阜県知事 島田剛太郎 殿

給与規程中改正ノ件

各務用水普通水利組合給与規程中、第六条ヨリ第十条マテヲ、左ノ通、改正シ大正三年四月一日ヨリ、施行セントス。
第六条 月俸及嘱託者手当ハ、毎月二十一日之ヲ支給ス、但休日ニ当ルトキハ、贈延トス、支給定日前、退職、死亡ノトキ、若ハ支給定日後、新任、増俸ノトキハ、其時々、之ヲ支給ス。

第七条 日給ハ、勤務日数ニ応シ、前月二十一日ヨリ当月二十日マテニ歴スル分ヲ、其月二十一日以後ニ於テ、之ヲ支給ス。

第八条 常設委員ノ費用弁償額、及樋管監守ノ給料ハ、其ノ全額ヲ、三月ニ、之ヲ支給ス。

一 番樋監守兼塚埭監守ノ給料ハ、四期ニ区分シ、毎期末月末日ニ、之ヲ支給ス。

第九条 新任、増俸及減俸ノ場合ハ、総テ発令ノ翌日ヨリ計算支給ス、但シ、日給ノ者、新任ノ場合ハ、就職ノ当日ヨリ計算ス。

元第九条ヲ、第十条ニ繰下ケ、元第十条ヲ削除ス。

大正三年三月

理由

従来月俸、並日給ノ支給定日ハ、異費或ハ部費支弁ノ吏員等ト、期日ヲ異ニシ、且ツ嘱託者ニ給スル、手当支給期日ノ明示ナク、加フルニ、新任、増俸、減俸ノ場合ニ於ケル日割計算方、彼我不極衡ナルノミナラス、取扱上不便ナルヲ以テ、改正セントスルニアリ。

〔参照〕

第六条 月俸ハ毎月二十二日、日給ハ毎月末日之ヲ支給ス

第七条 常設委員報酬及樋管監守並ニ塚埭監守ノ給料ハ其全額ヲ三月ニ之ヲ支給ス

第八条 新任、増俸、減俸共其ノ発令又ハ就職ノ翌日ヨリ起算ス

第九条 退職若クハ死亡ノトキハ年額八割一ヶ月分、月俸ハ其ノ月ノ全額ヲ支給ス

第十条 第六条ノ支給定日休職日ニ当ルトキハ繰上トス。

岐阜県指令第一一六〇号

稲葉郡各務用水普通水利組合

大正三年三月十二日各第一一〇号稟請、給与規程中、改正ノ件。

大正三年三月十七日

岐阜県知事 島田剛太郎

〔組合会計規程設定〕 大正三年三月六日の組合通常会において、次の組合会計規程を議決し、同十六日付これが許可を申請した、島田知事は同月二十三日付、次のとおり許可を指令した。

各第一五号

組合会計規程設定ノ義許可申請

各務用水普通水利組合会計規程、別紙ノ通、設定致度候条、御許可相成度、組合会ノ議決ヲ経、此段申請候也。
大正三年三月十六日

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長 竹内伊之助 謹

岐阜県知事 島田剛太郎 殿

各務用水普通水利組合会計規程

- 第一条 本組合ノ会計事務ハ、特別ノ規定アルモノノ外、本規程ニ依リ、取扱フモノトス。
- 第二条 本組合ノ経済ニ關シ、及之ニ準スヘキ現金ノ保管出納ヲ為サシムル為、組合金庫ヲ設クルモノトス。
- 第三条 歳入出予算成立シタルトキハ、管理者ハ、直ニ其ノ辦本ヲ、出納吏ニ交付シ、同時ニ否決シタル用途並金額ヲ通知スルモノトス。
- 費目ノ流用、又ハ之ニ準スヘキ解決、若ハ決定ヲ為シタル時、及水利組合法第七十六条第一項ニ依リ、第一次監督官庁ヨリ予算ニ加ヘラレタル場合、亦前項ノ、例ニ依ル。
- 第四条 組合費ノ徴収ハ、水利組合法第五十四条第一項ニ依リ、關係村ニ委嘱スルモノトス。
- 第五条 組合費ハ、一年度ヲ二期ニ区分シ、第一期ハ、四月一日、第二期ハ、十月一日現在、地租又ハ反別ニ、之ヲ賦課ス。
- 第六条 組合費ノ徴收期限ハ、第一期ハ、六月十五日、第二期ハ十二月十五日限トス。但臨時徴収ヲ要スルトキハ、其ノ時々管理者、之ヲ定ム。
- 第七条 組合費外ノ収入金ニ対スル徴收期限ハ、其ノ時々、管理者、之ヲ定ム。
- 第八条 天災地変、其ノ他ノ事故ニ依リ、期限内ニ、徴収ノ手續ヲ為シ能ハサルトキハ、管理者ニ於テ、更ニ其ノ徴收期限ヲ定ム。
- 第九条 村長組合費ヲ徴收スルニハ、町村税徴收ノ例ニ依リ、取扱フモノトス。
- 第十条 村長組合費ヲ測定シタルトキハ、其ノ額ヲ、直ニ管理者ニ報告スルモノトス、異動ヲ生シタルトキ、亦同シ。管理者、前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ、収入整理簿第一号様式ヲ調製シ、出納吏ニ、交付スルモノトス。
- 第十一条 夫役、現品ヲ徴收スルニハ、管理者ハ、収入台帳第二号様式ヲ調製シ、之ニ依リ、賦課令書第三号様式ヲ作り、納人ニ配付シ、同時ニ収入台帳ヲ、出納吏ニ交付スルモノトス。
- 第十二条 夫役ヲ使用シ、現品ヲ受領スルトキハ、出納吏ハ、納人ヲシテ、賦課令書ヲ差出サシメ、領收ノ手續ヲ為シ領收証書ヲ交付スルモノトス。
- 第十三条 組合費外ノ収入金ヲ収入スルニハ、管理者ハ、収入台帳第四号様式ヲ調製シ、之ニ依リ、前項若シテ第五号様式ヲ作り、各納人ニ交付シ、同時ニ、収入台帳ヲ、出納吏ニ交付スルモノトス。
- 第十四条 組合費ヲ、納期内ニ完納セサルトキハ、村長ハ、滞納ノ金額、滞納者ノ住所氏名、其ノ他必要ナル事項ヲ、直ニ管理者ニ報告スルモノトス。
- 第十五条 前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ、管理者ハ、滞納整理簿第六号様式ヲ調製シ、之ニ依リ、督促収第七号様式ヲ作り、滞納者ニ送達シ、同時ニ滞納整理簿ヲ、出納吏ニ交付スルモノトス。
- 其ノ他ノ収入金ヲ、納期内ニ完納セサルトキ、亦前項ノ例ニ依ル。
- 第十六条 第十条、第十一条、第十三条、第十五条ノ帳簿ハ、納期限經過後、出納吏ヨリ、管理者へ、返還スルモノトス。
- 第十七条 督促状ニ、指定スヘキ期限ハ、特別ノ事由アルモノノ外ハ、七日以内トス。
- 第十八条 村長ハ、其ノ徴収シタル組合費ヲ、徴收期限後、三日以内ニ、納付書第八号様式ヲ製シ、之ヲ組合金庫ニ払込ミ、其ノ領收証書ヲ得テ、納入ノ義務ヲ了スルモノトス。
- 第十九条 組合費ノ徴収ニ対スル交付金ハ、毎年三月ニ於テ、之ヲ交付ス。
- 第二十条 納人ニ於テ、納期限後（督促状交付前）、組合費ヲ、納付セントスルトキハ、納付書第八号様式ヲ製シ、管理者ノ認印ヲ受ケ、之ヲ添へ、組合金庫ニ、払込ムモノトス。
- 第二十一条 出納吏、現金ヲ領收シタルトキハ、別ニ指定スルモノノ外、即日払込書第九号様式ヲ添へ、之ヲ組合金庫ニ払込ムモノトス。
- 第二十二条 滞納処分ニヨル組合費、其ノ他ノ収入金ハ、滞納整理簿及什訳書第十号様式ヲ添へ、出納吏ニ交付シ、出納吏ハ、滞納整理簿ニ依リ、領收ノ手續ヲ為スモノトス。
- 第二十三条 収入命令ハ、収入整理簿、収入台帳、及滞納整理簿ノ所定欄ニ捺印シ、之ヲ為スモノトス。
- 収入金ノ還付ヲ要スルトキ、其ノ支出命令ハ、前項ノ例ニ依ル。
- 第二十四条 支出命令ハ支出命令書第十一号様式ヲ以テ、之ヲ為スモノトス。但シ、請求書アルモノハ、其ノ余白ニ、第

- 第十三条 組合費外ノ収入金ヲ収入スルニハ、管理者ハ、収入台帳第四号様式ヲ調製シ、之ニ依リ、前項若シテ第五号様式ヲ作り、各納人ニ交付シ、同時ニ、収入台帳ヲ、出納吏ニ交付スルモノトス。
- 第十四条 組合費ヲ、納期内ニ完納セサルトキハ、村長ハ、滞納ノ金額、滞納者ノ住所氏名、其ノ他必要ナル事項ヲ、直ニ管理者ニ報告スルモノトス。
- 第十五条 前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ、管理者ハ、滞納整理簿第六号様式ヲ調製シ、之ニ依リ、督促収第七号様式ヲ作り、滞納者ニ送達シ、同時ニ滞納整理簿ヲ、出納吏ニ交付スルモノトス。
- 其ノ他ノ収入金ヲ、納期内ニ完納セサルトキ、亦前項ノ例ニ依ル。
- 第十六条 第十条、第十一条、第十三条、第十五条ノ帳簿ハ、納期限經過後、出納吏ヨリ、管理者へ、返還スルモノトス。
- 第十七条 督促状ニ、指定スヘキ期限ハ、特別ノ事由アルモノノ外ハ、七日以内トス。
- 第十八条 村長ハ、其ノ徴収シタル組合費ヲ、徴收期限後、三日以内ニ、納付書第八号様式ヲ製シ、之ヲ組合金庫ニ払込ミ、其ノ領收証書ヲ得テ、納入ノ義務ヲ了スルモノトス。
- 第十九条 組合費ノ徴収ニ対スル交付金ハ、毎年三月ニ於テ、之ヲ交付ス。
- 第二十条 納人ニ於テ、納期限後（督促状交付前）、組合費ヲ、納付セントスルトキハ、納付書第八号様式ヲ製シ、管理者ノ認印ヲ受ケ、之ヲ添へ、組合金庫ニ、払込ムモノトス。
- 第二十一条 出納吏、現金ヲ領收シタルトキハ、別ニ指定スルモノノ外、即日払込書第九号様式ヲ添へ、之ヲ組合金庫ニ払込ムモノトス。
- 第二十二条 滞納処分ニヨル組合費、其ノ他ノ収入金ハ、滞納整理簿及什訳書第十号様式ヲ添へ、出納吏ニ交付シ、出納吏ハ、滞納整理簿ニ依リ、領收ノ手續ヲ為スモノトス。
- 第二十三条 収入命令ハ、収入整理簿、収入台帳、及滞納整理簿ノ所定欄ニ捺印シ、之ヲ為スモノトス。
- 収入金ノ還付ヲ要スルトキ、其ノ支出命令ハ、前項ノ例ニ依ル。
- 第二十四条 支出命令ハ支出命令書第十一号様式ヲ以テ、之ヲ為スモノトス。但シ、請求書アルモノハ、其ノ余白ニ、第

十二号様式ノ記載捺印ヲ為シ、代用スルモノトス。

什払金ノ戻入ヲ要スルトキハ、什払金戻入命令書第十三号様式ヲ、発スルモノトス。

第二十五条 出納吏、支出命令ヲ受ケタルトキハ、調査ノ上、什払命令ヲ、発スルモノトス。

第二十六条 什払命令ハ、通常什払命令、送金什払命令、集合什払命令、及送金集合什払命令ノ四種トス。

通常什払命令ハ、第十四号様式ニ依リ、之ヲ発シ、受取人ニ交付シテ、組合金庫ニ就キ、現金ヲ受取ラシムルモノトス。

送金支払命令ハ、第十五号様式ニ依リ、遠隔ノ地ニ在ル受取人ニ、什払ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ発シ、組合金庫ニ送付シ、組合金庫ヲシテ、受取人ニ送金シ、什払ヲ為サシムルモノトス。

集合什払命令ハ、第十六号様式ニ依リ、科目ノ同一ナル経費ヲ、数人ノ受取人ニ、什払ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ発シ、受取人ノ金額氏名表ヲ添へ、組合金庫ニ送付シ、組合金庫ヲシテ、各受取人ニ、現金ノ什払ヲ為サシムルモノトス。送金集合什払命令ハ、第十七号様式ニ依リ、科目ノ同一ナル経費ヲ、遠隔ノ地ニ在ル、数人ノ受取人ニ什払ヲ要スル場合ニ於テ、之ヲ発シ、受取人ノ金額氏名表、第十八号様式ヲ添へ、組合金庫ニ送付シ、組合金庫ヲシテ、各受取人ニ送金シ、什払ヲ為サシムルモノトス。

第二十七条 出納吏ハ、通常什払命令ヲ領收証書ト引換ニ受取人ニ交付シ、又ハ送金什払命令、集合什払命令、送金集合什払命令ヲ、組合金庫ニ送付シタルトキハ、其ノ領收証書ヲ徴シ、領收証書ヲ徴サルコトヲ得サルモノニ付テハ、出納吏ニ於テ、什払証明書ヲ、調製スルモノトス。

第二十八条 通常什払命令書ヲ、受取人ニ交付スルトキハ、同時ニ、案内什払命令ヲ、組合金庫ニ送付スルモノトス。送金什払命令、集合什払命令、若ハ送金集合什払命令ヲ、組合金庫ニ送付シタルトキハ、受取人ニ、第十九号様式ノ、什払通知書ヲ交付スルモノトス。

第二十九条 出納吏、領收済通知ヲ受ケ、若ハ什払命令ヲ発シタルトキハ、即日歳入簿第廿号様式、歳出簿第廿一号様式現金出納簿第廿二号様式、其ノ他、関係帳簿ニ記録スルモノトス。

第三十条 領收命令書、納領告知書、納付書、什払命令、其ノ他ノ証憑書類ニ、記載スル計數文字ハ、定式書等ノ文字ニ、同シキモノトス。証憑類ノ文字ハ、明瞭ナルヲ要ス、若シ脱字等アリテ、訂正ヲ要スルトキハ、金額ニ係ルモノハ、其ノ金額ヲ朱印シ、右傍ニ正字ヲ明記シ、其ノ他ニアリテハ、之ヲ挿入削除シタル上欄外ニ、其ノ旨ヲ記載シ、当該証書ノ氏名下ニ、押捺セルモノト同一ノ印章ヲ、押捺セシムヘシ。

諸帳簿ノ誤記訂正ハ、誤記ノ部分ニ、朱線ニテ直画シ、正当ナル文字ヲ、其ノ傍ニ記載スルモノトス。

第三十一条 前各条ニ定ムルモノノ外、左ノ帳簿ヲ備へ、整理スルモノトス。

第二十三号様式

現金前渡及概算整理簿

第二十四号様式

保管金品受払簿

第二十五号様式

組合債整理簿

第二十六号様式

費目流用並予備費充用通知簿

第二十七号様式

郵便切手辨受払簿

第二十八号様式

財産台帳

第二十九号様式

備品台帳

第三十号様式

物品購入簿

第三十一号様式

人夫使用簿

第三十二号様式

消耗品整理簿

第三十三号様式

前項ニ定ムルモノノ外、必要ニ応ジ、帳簿ヲ設クルコトヲ得、其ノ様式ハ、管理者、之ヲ定ム。

第三十二条 諸帳簿ハ、会計年度毎ニ、之ヲ調製スルモノトス。但シ、現金出納簿、保管金品受払簿、組合債整理簿、財産台帳、消耗品整理簿ハ、此ノ限ニ在ラス。

特別会計ニ属スルモノハ、各別ニ帳簿ヲ設テ、整理スルモノトス。但シ、一般会計ノ帳簿ト、合綴スルヲ妨ケス。第三十二条 財産ノ売却、工事ノ請負、物件ノ努力、其ノ他ノ供給ニシテ、左ノ各号ノ一ニ、該当スルトキハ、随意契約ニ依ルコトヲ得。

一 特定ノ人、又ハ会社ノ専有スル物件ヲ買入、又ハ借入ルトキ。
二 物件ノ性質、若ハ使用ノ目的上、特別ノ製造所、又ハ生産者ヨリ、直接ニ買入、若ハ借入ヲ要スルトキ。
三五拾円未満ノ工事ノ請負、又ハ物件買入借入ヲ為ストキ。
四 国債証券、其ノ他ノ有価証券ヲ、買入ルトキ。
五 不用物品ヲ、売却スルトキ。

六 相手方カ官公署、公共団体、又ハ公益法人、若ハ之ニ準スヘキ、營利ヲ目的トセサル団体ナルトキ。
七 入札者ナキトキ、又ハ再入札ニ付スルモ、尚落札者ナキトキ。
八 職工人夫ヲ借入ルトキ。

物品ノ修繕ニ限シテハ、総テ前項ノ規定ヲ準用ス。

第三十四条 水利組合予算調製ノ式、及費目流用、其ノ他、財務ニ関スル規定第十四条ニ依ル例月検査ハ、毎月五日迄ニ、其ノ前日分ヲ執行スルモノトス。

第三十五条 例月検査ハ、収入ニ在リテハ、領收済通知書、賦課令書、其ノ他ノ証憑書類、支出ニ在リテハ、支出命令書、領收証書、什払証明書、其ノ他ノ証憑書類ヲ調査シ、之ヲ関係簿ニ対照シ、其ノ適否ヲ、査閲スルモノトス。

第三十六条 管理者、例月検査ヲ了リタルトキハ、現金出納簿、当該月末日欄残ノ部余白ニ、認印ヲ為スモノトス。

第三十七条 第三十五条、第三十六条ノ規定ハ、臨時検査ニ、之ヲ準用ス。
臨時検査ヲ了リタルトキハ、管理者ハ、現金出納簿ノ末尾ニ、年月日ヲ記入シ、立会議員ト共ニ、署名捺印スルモノトス。

第三十八条 出納吏決算ヲ為ストキハ、収入支出ノ証憑書類ヲ予算説明書ノ區別ニ依リ、自別ニ整理シ、款項目金額、及証憑類ノ枚数ヲ記載シ、更ニ之ヲ款項毎ニ區別シ、科目金額ヲ記載シテ、之ヲ編纂スヘシ。

附 則

第三十九条 本規程ハ、大正三年四月一日ヨリ、之ヲ施行ス。

明治四十五年三月十九日告示第五号、各縣用水普通水利組合加入金徴収規程ハ、本規程施行ノ日ヨリ、之ヲ廃止ス。

岐阜県指令第一、二七三号

稲葉部各務用水普通水利組合

大正三年三月十六日各第一五号稟請、組合会計規程設定ノ件、許可ス。

大正三年三月二十三日

岐阜県知事

島田 剛太郎

第八節 大掛樋の鉄材架替

〔大掛樋架替建設可決〕 そもそも津保川の大掛樋は、創業當時は云うまでもなく、震災復旧水害復旧も亦木造工事で大出水毎に危険に遭遇する、因つて横山忠三郎は、組合会の都度熱心に鉄材改造論を主張したが、中にはこれを反対して伏越樋管とすべしとの論も飛び出し、容易に纏まらなかつた。しかしして同人は四十二年組合通常会において津保川大掛樋の架替も近づいた、加うるに四十五年度には、先年の公債も年賦償還済となり、組合の財政もゆとりが生ずる、今後掛樋は水害の患いが無いよう、鉄材を以つて架替えることと致したい、この準備として翌年度予算に、

測量及び設計費二百円を計上された。

旨、建設した、これについて、番外主任郡書記炭電雄は、「番外も賛成である、別に経費を計上せずとも、予備費を支出し、技手を雇い入れ測量設計するも差支なし」と賛成且つ説明し、これに対し満場一致可決して、大掛樋鉄材架替の第一歩を踏み出した。

〔掛樋架替の補助決定〕 炭電郡書記の尽力により、四十三年度中に技手を雇い、大掛樋の測量及び設計をさせ、図書及び設計書の完了を待つて、本県土木課の査定を申請した、是は戸谷技師を現地に派遣調査させたが、「未だ架替の時期に達せぬ」との復命で、中止見送りの姿となつた。斯くと知つた管理者は、臨時組合会を開き、この情報を報告し、これが善後策につき協議の末、促進委員として後藤小平治、下野捨三郎、大野三郎、田上郁一、遠藤彦治郎の五名を選任した、委員は再三回本県に出頭陳情したが、問題は何等転を見なかつた。茲に管理者は、創業時代よりの経過を詳知する横山忠三郎に、特使を以つて参加方を懇請した。同人は自ら発起した問題であり、また吉成土木課長とは、用

水路成功式の夜開かれた水琴亭の懇親会席上、同課長より「岡田への功労金三千円を議決贈与方」を申込み、忠三郎はこれを承諾し、去る代り「大掛橋架替の時期には、是非鉄材改造の補助されたい」と申込み、在任中なれば責任を持つて譲ると、酒の上ではあるが、堅く誓い合つた仲なので、即日出版し油喜旅館において促進委員と会見協議の上、課長に出頭吉成土木課長に面談、「先年内願した大掛橋架替時期に達したが、承われば戸谷技師は、時期尚早の復命の由なるも、実際は然らず、是非共翌年度予算に、補助費を計上されたい」旨、熱誠をこめて陳情した。課長は「今一度再調査の要あり、案内せよ」との言葉であつた。斯くて中野技師第一工区倉橋主幹及び土木吏員二名、横山忠三郎及び下野捨三郎の案内で電車で出張、現地において実情調査をした、忠三郎等は腐朽の点を指摘し、且つ目的達成すよう折入つて頼み、倉橋主幹よりも宜しく復命を頼むとの口添えがあり、中野技師は「十中の八九は成立させるから安心されよ」と答えて飯庁した、時に四十四年九月十五日である、尔来管理者及び委員は、再三県庁及び那選出県会議員武藤嘉門、堀常松、坂口拙三に運動し、斯くて四十五年年度予算に計上、県会において可決を見た、その予算は次のとおり。

内

金幣万參千貳百円

県費補助

金參万千參百拾貳円六拾貳錢

組合負担

次いで四十五年二月二十六日組合通常会において予算を議決し、その財源は三万円を起債に求める議を可決し、掛橋架替に付、臨時監査委員として、後藤幸治郎、後藤甚吾、田上郁一、横山忠三郎、横山虎之助、平光田四郎の六名を選任した。なおこれより先県会において可決後委員は那選出県会議員を水琴亭に招きその労を頼つた。

(起債は五年に短縮) 掛橋架替の財源起債は、濃飛農工銀行において借入れ、十カ年賦返済のこととし、本県經由内務大蔵大臣へ許可申請した。これを本省で査定の上、五カ年賦に修正方を附箋して郵便を下げ戻した。管理者はこれを直ちに五カ年賦に手直して、折り返し本省へ送附した、然るに田上郁一大野三郎等は、特志で議決通り十カ年賦を貫徹するより、大野代議士に本省の運動を依頼した、大野代議士は同省主任官に交渉の結果、其の理由によつては許可になるやも計られぬと云ふことを依えて来た。故において省人は管理者の専断なりとして立腹し、管理者が苦衷実直を述べ、その不届切を説明すると云ふ場面もあつたが、結局五カ年賦に短縮許可となつた。その後多額起債は、横山忠三郎に委任した。

(七カ月で工事竣功) 後任郡長竹内伊之助は、大掛橋架替工事に付辛勞し、數次に亘り臨時監査委員と熟議をこらし、全工事を美濃電気軌道株式会社社長才賀廣吉の手代に請負わせ、大正元年十月一日起工した。しかし土質悪く工事頗る困難を極め、十二月に至るも、未だ橋柱の基礎一本も完成するに至らなかつた、当局の心痛は元より、委員も焦燥の極点に達した、斯くて請負者をはじめ、管理者委員は心を合せ、幾多の故障を排し山積せる困難を乗り越えて、遂に翌二年四月二十五日に完成させ、同年の通水に支障ならしめた、此間横山忠三郎は私財を投じ、当局の実費弁償申出を付けて受けなかつた。管理者竹内伊之助は、至誠公に奉じ一毫の私なきと感じ、十余年後の大正十三年四月三十日、次のとおり感謝状を贈つて、その徳行を賞揚した。

感 謝 状

各務用水路津保川掛橋工事ハ、過ル大正元年十月一日起工、同二年四月廿五日竣功セリ、本工事ハ、總テ鉄材ヲ以テ、架設セシモノニテ、組合ニ於ケル空前ノ大工事ナルノミナラス、実ニ県下ニ於テモ稀ニ見ル所ノモノナリトス、故ニ該基礎工事ノ如キ、亦大ニ全力ヲ用ヒタリ、加之土質礫礫、施工最困難ヲ極メタルコトハ、十月ノ起工ニシテ十二月ニ至リ、未タ橋柱ノ基礎一個タモ完成セサルヲ以テ、其ノ一斑ヲ想見スヘシ、然ルニ、組合數百町歩ノ水田ハ、實ニ此一条ノ水路ニ依リ、運命ヲ決スルモノニシテ、一朝時期ヲ誤レハ、組合幾千人民ノ消長ニ關スルモノナレハ、吾儕当路者ノ焦心苦慮、實ニ筆舌ノ書ス所ニアラサリシ、君其ノ指示啓沃ノ任ニ當リ、能ク吾儕ヲシテ所信ヲ斷行セシメ、能ク組合人民ヲシテ鼓腹擊壤ノ幸福ニ遭遇セシメラレタルハ、實ニ吾儕ノ肝ニ銘シテ忘ル能ハサル所ナリ、然ルニ君此間ニ於テ、私費ヲ投スルコト亦鮮少ナラス、監者ノ実費ヲ償ヒ、又慰勞ノ金品ヲ贈ラントス、君皆固辭シテ受ケス、嗚呼君ノ如キ、真ニ至誠公ニ奉シ、所謂一毫ノ私ナキモノト謂フヘシ、茲ニ組合会ノ決議ヲ以テ、聊其ノ事実ヲ叙シ、以テ感謝ノ意ヲ表ス。

大正拾參年四月參拾日

第九節 取入口の改良工事

各務用水普通水利組合管理者

岐阜県稲葉郡長從六位階六等 竹内 伊之助

〔上流改修で取水困難〕 岐阜県民待望の三大川上流改修は、当初予算二千万円（内四百七十四万五千円本県分担額六十八万四千円愛知県分担額）を以つて、大正十年年度より十カ年継続事業として施行することとなつた、本組合の關係ある長良川筋は、左岸岐阜市以下羽島郡小笠村に至る、右岸稲葉郡長良村以下海津郡大江村に至る区間の改修しようとするものである。（内務省告示）しかして改修工事の進捗に伴い、水位の低下を來たし、河川改修の効果は未だ顯著であつた、その為め用水取入れが困難と云う予想外の結果を來たし、八の字堰埭の大改修を行うか、または取入れ口を上流に上らせる大改良工事を断行するか、二者其の一つを採らざるを得ない窮況に追い込まれた。

〔改良工事当初予算〕 八の字堰埭の大改修は、一時を固澁するもので、決して永遠の良策ではない、茲において組合は、既に鴻尾震災復旧当時、取入れ口を上流に改良せよとの強い意見があり、多年の異案を此の機に解決すべしとの与論が高まつた。その当時の予算は凡そ十三万円で済んだが、未だ都合において議決の機に至らぬ内、日支事交の進行は物価の昂騰を來たし、昭和十七年冬通常興會に、興營事業として提案の予算は、三カ年継続四十五万二千円で、これは次のとおり、更正または繰り添へを行つた。（県会沿革誌）

各務用水改良事業費継続年度支出方法

支出年度	昭和十七年 通常会	昭和十八年度 専事會	昭和十九年 通常会	昭和二十年 通常会	昭和二十一年 通常会	昭和二十二年 通常会
額	四五二、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇

昭和十八年度	一、二〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇			
〃 十九年度	一六五、〇〇〇	二五二、〇〇〇	五二、〇〇〇		八五、〇〇一	八五、〇〇〇
〃 二十年度	一六五、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一八三、〇〇〇	一		
〃 二十一年度			一八三、〇〇〇	一八二、九九九	一	二八二、三九九
〃 二十二年度				一八三、〇〇〇	一八二、九九八	八二、六〇〇
〃 二十三年度					一八三、〇〇〇	〇

〔物価騰貴と最終予算〕 しかして戦後昂進を続けたインフレの爲め、諸物価の暴騰を來たし、既定予算を以つてしては施行し得ぬので御破算とし、且つ将来の見通しが困難なため、継続年期支出額を定めず、事業分量に依りて予算を編成することとし、総額四千五百万円と予定したが、資材および人夫賃の昂騰により、遂に七千五百万円の巨額を要し完成を見た。すなわち財源は、半額三千七百五十万円の師庫補助、四分の一県費、四分の一組合分担金で次のとおりである。

昭和二十五年三月十四日

事業年度	事業費支出額	財源内訳				繰上施行に要する立替金	立替金に対する還付金
		国庫補助	県費	地元負担金	地元立替金		
昭和二十一年度	二八二四〇〇	1	1	九八八四〇	一八三五八〇	1	1
二十二年	1	一四一三〇〇	五四二三六〇	五〇〇〇〇〇	1	1	一八三六〇
二十三年	一六〇五〇〇〇	八〇二五〇〇	繰越(五〇〇〇〇)繰越(五〇〇〇〇)	三五二二五〇〇	1	1	1
二十四年	二二〇〇〇〇〇	一一〇五〇〇〇	三五二二五〇〇	五五二五〇〇〇	1	1	1
二十五年	三六五六七六〇	一八二八三八〇	九一四一九〇〇	九一四一九〇〇	1	1	1
内 二十四年度	二一七〇〇〇〇	一〇八五〇〇〇	五四二五〇〇〇	五四二五〇〇〇	1	1	1
内 二十五年	一四八七六〇〇	七四八三八〇〇	三七四一九〇〇	三七四一九〇〇	1	1	1
合 計	七五〇〇〇〇〇	三七五〇〇〇〇	一八七二二七六〇	一八七二二七六〇	一八三五六〇	一五五六〇〇〇	一五七四三五八〇

〔改良事業の概要〕 前述のとおり、旧取入口では、所要水量の確保困難となつたので、取入口を長良川左岸約二、三四〇米遡つた、關市小瀬地内結の瀬橋上流約百米の地点に、新取入水門延長九米を設け、左岸に沿い八五米五の第一号隧道と、四三六米九四の暗渠および、一、〇〇一米五三の礫石筒舗装の開渠を以つて、高井坪東山麓に導き、調節水門を設け、更に六三八米の第二号隧道と、一〇四米一八の隧道出入口取付暗渠および、六四米の開渠とにより、旧取入水門に連絡し、毎秒一六八億の用水量を確保し、区域内水田経営の万全を期せんとするものである。

改良工事は、昭和二十一年度から第二号隧道中五十八米を終え、二十三年度から五八〇米の素掘(内九〇米巻立)および、同隧道取付暗渠九三米七四を完了、翌二十四年度において、取入水門二米、第一号隧道の素掘六六米三七および巻立一八米六三、第一号暗渠二六米九四、第二号暗渠四一〇米のヒューム管の埋設工事、第三号暗渠調節水門サイホン工を終え、二十五年に、開渠第一号六五米五三、同第二号三五〇米、同第三号六四米の工事を以つて、既定計画通り竣工し、二十六年五月十一日通水式を挙げ、組合百年の大計成れるを祝福した。因みに、改良工事の断面図は、次のとおり。

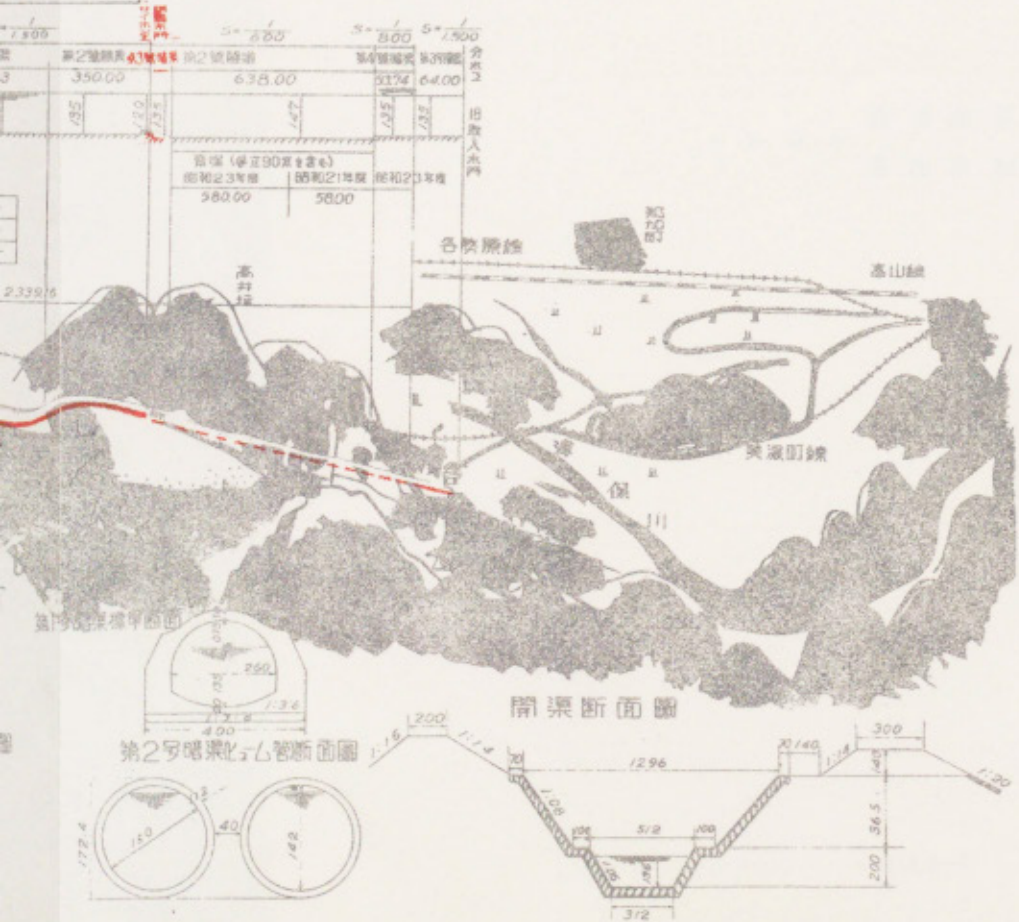
一 現況 本受益地区は岐阜市外2町3ヶ村にして今を去る60年前即ち明治26年武儀郡小金田村小屋名地先の長良川に牛轡式の八の字堰堤を設け用水を取入れていた。爾来長良川改修工事並上流発電所設置等に依り河床は低下し河水は河床に潛入漏水して所定の水位に保持すること困難となり更に最近増水毎に破壊流失し兩者相俟つて用水の確保極めて至難となり姑息を補強では何時大欠壊となり770町歩の沃田は旱害を蒙り水田経営を絶望に落し入れるかも知れない状態となつた現況である。

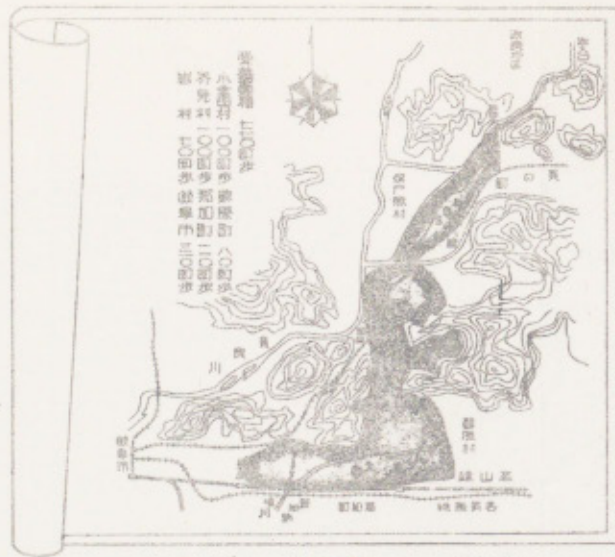
二 計画説明 前述の様に八の字堰堤の欠陥により所要水量の確保困難と現在地点に於ての改築不能になつた為取入口を長良川右岸約2.340m遡つた関市小瀬地内站の瀬橋上流約100mの地点に新取入水門延長9.00mを設け長良川左岸に沿ひ85.50mの第1号隧道と436.94mの暗渠及び1,001.53mの練石積鋪裝の開渠を以つて高井坪東山麓に導き調節水門を設け更に638.00mの第2号隧道と104.18mの隧道出入口取付暗渠及び64.00mの開渠とに依り旧取入水門に連絡し毎秒4.66m³(108個)の用水量を確保し水田経営の万全を期せんとするものである。

三 事業費 一金七千五百万円也 総事業費

四 事業効果 本事業完成の時は堰堤欠壊に依る770町歩の水田経営放棄を未然に防ぎ用水補給の危機を脱し且つ減産防止を行い加うるに用水配分は潤沢となる等のため米1.540石の増産を得られる予定である。

五 竣功期日 昭和二十六年三月





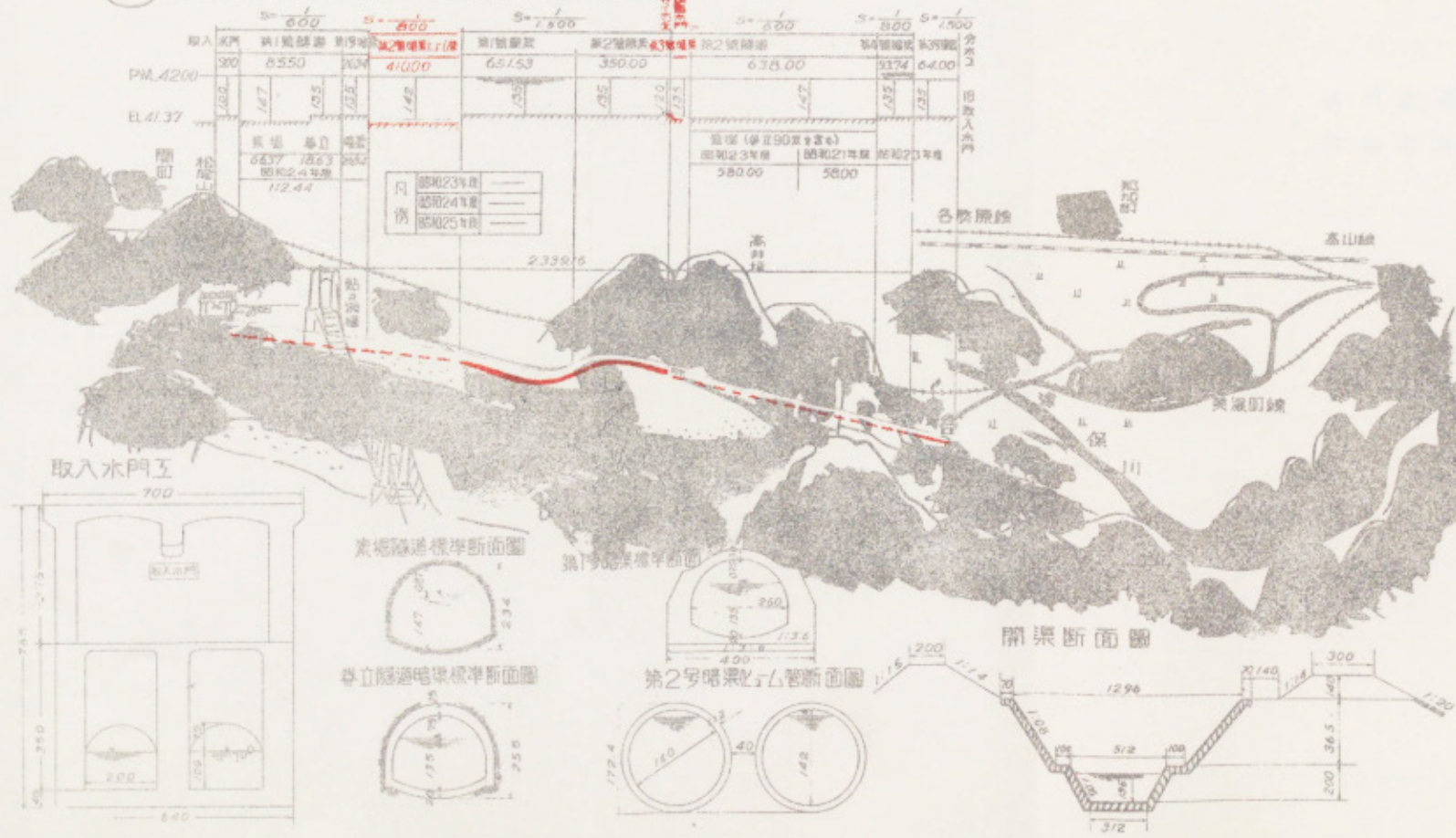
一 現 況 本受益地区は岐阜市外2町3ヶ村にして今を去る60年前即ち明治24年武儀郡小金田村小屋名地先の長良川に牛枠式の八の字堰堤を設け用水を取入れていた。爾来長良川改修工事並上流発電所設置等に依り河床は低下し河水は河床に潛入漏水して所定の水位に保持すること困難となり更に最近増水毎に破壊流失し兩者相俟つて用水の確保極めて至難となり姑息な補強では何時大欠壊となり770町歩の沃田は旱害を蒙り水田経営を絶望に落し入れるかも知れない状態となつた現況である。

二 計 画 説 明 前述の様に八の字堰堤の欠陥により所要水量の確保困難と現在地点に於ての改築不能になつた為取入口を長良川右岸約2.340m遡つた関市小瀬地内點の瀬橋上流約100mの地点に新取入水門延長9.00mを設け長良川左岸に沿ひ85.50mの第1号隧道と436.94mの暗渠及び1,001.53mの練石積舗装の開渠を以つて高井坪東山麓に導き調節水門を設け更に638.00mの第2号隧道と104.18mの隧道出入口取付暗渠及び64.00mの開渠とに依り旧取入制水門に連絡し毎秒4.66m³(108個)の用水量を確保し水田経営の万全を期せんとするものである。

三 事 業 費 一金七阡伍百万円也 總事業費

四 事 業 効 果 本事業完成の暁は堰堤欠壊に依る770町歩の水田経営放棄を未然に防ぎ用水補給の危機を脱し且つ減産防止を行い加うるに用水配分は潤沢となる等のため米1.540石の増産を得られる予定である。

五 竣 功 期 日 昭和二十六年三月



明治三十二年一月改組以降の組合予算についても、一切灰産に販して不詳であるが、今民間に遺存するものによつて
数カ年分を記し、今後得るに従つて、これを補正することとした。

年 度	予 算 額	通常追加の區別	備 考
明治三十二年	二六八五四一・一六	通常	一万五千円の起債を含む
〃	五六五五四四	追加	
〃	九八五〇・七九三	通常	
〃	一、一三五〇〇〇	追加	
〃	六四九八〇・二八	通常	
〃	三八二八・六九三	追加	
〃	三、七六〇・二二四	通常	
〃	二、九九七・七五〇	追加	
〃	三、九三五・二七三	通常	
〃	不詳	追加	
〃	〃	通常	
〃	〃	追加	
〃	〃	通常	
〃	〃	追加	
大正元年度	〃	通常	
〃 四十四年度	〃	追加	
〃 四十三年度	〃	通常	
〃 四十二年度	〃	追加	
〃 四十一年度	〃	通常	
〃 四十年度	〃	追加	
〃 三十九年度	〃	通常	
〃 三十八年度	〃	追加	
〃 三十七年度	〃	通常	
〃 三十六年度	〃	追加	
〃 三十五年度	〃	通常	
〃 三十四年度	〃	追加	
〃 三十三年度	〃	通常	
〃 三十二年	〃	追加	
〃 二十年度	〃	通常	

二十七年 度
 二十六 年度
 二十四 年度
 二十三 年度
 二十二 年度
 二十一 年度
 二十年 度
 十九年 度
 十八年 度
 十七年 度
 十六年 度
 十五年 度
 十四年 度
 十三年 度
 十二年 度

一三八五〇三五二円
 一七三三〇五二五

大正三 年度
 四 年度
 五 年度
 六 年度
 七 年度
 八 年度
 九 年度
 十 年度
 十一 年度
 十二 年度
 十三 年度
 十四 年度
 昭和元 年度
 二 年度
 三 年度
 四 年度
 五 年度
 六 年度
 七 年度
 八 年度
 九 年度
 十 年度

不 詳

〃	二十八年度	五五六〇四七二円
〃	二十九年度	五五六九九五九円
〃	三十年度	五〇一三四九六円
〃	三十一年度	四六一三四一八円
〃	三十二年度	四四四七五〇〇円
〃	三十三年度	三三二九六一五円
〃	三十四年度	八九五三三九〇円
〃	三十五年度	二六二〇三八〇〇円
〃	三十六年度	一〇〇〇六六〇〇円
〃	三十七年度	九六九九〇〇〇円
〃	三十八年度	六三八八一五〇円
〃	三十九年度	五四〇六〇〇〇円
〃	四十年度	五四〇三五〇〇円

第十一節 組合員

明治二十年四月発足した、旧各務郡芥見村聯合村会時代における聯合村会議員、次いで明治三十二年一月普通水利組合に改組以降の組合会議員は、何れも組合予算並に重要事項に参与し、本組合発展上の功労者であるが、昭和二十年七月の震災に、組合の關係書類一切が灰塵に飯し詳らかでないが、今民間の資料および古老よりの関係に基き、その一部を左に掲げる。

〔聯合村会時代〕 各務用水発足当初の聯合村会議員は、第一回聯合村会が自然流会となり、創業費村費額の不均衡を唱えて過半数が辞職し、問題の村費額も仲裁によつて解決後、補欠選挙を行い、その議員によつて創立費予算、その他が議決されたことは、既記のとおりである。(第二章第三節参照) しかして組合発起以来の功労者、岡田只治が、明治三十三年三月各務用水一覽表を再版した、それによると各村二名宛である、出版時期は既に普通水利組合時代であるが議員二名宛の筈がないから、これは聯合村会時代のものであり、また横山忠三郎は、「各務用水に関する経歴書」に、芥見村外九ヶ村聯合会組織に際し、自分は委員たるを主とし、一と先づ議員は、本家横山伊八に当選ならしめ」と述べて居り、これは用水発足当初の議員であることが窺い知られる。

- △芥見村下野甚助、篠田長七郎△岩田村丹羽周助、矢島藤吉△岩滝村大野半左衛門、加藤利八△大宮村横山伊八、横山田藏△三柿野村丹羽文藏、長尾正之右衛門△前洞村松岡幸助、津田元右衛門、西市場村坂井清兵衛、中村新右衛門
- △山後村遠藤太平、遠藤勇右衛門△岩地村浅野庄三郎、平光市右衛門、海道村平光庄吉、平光里一

〔水利組合時代〕 明治三十二年一月、各務用水普通水利組合許可以後、同年三月選挙を執行したり、又同三十四年に半数改選が行われた筈であるが、その当選者は、詳らかでない。改組後第二回半数改選は、同三十六年三月四日執行、その当選者は、次のとおり。

- △武徳郡小金田村上白金後藤貞吉△福葉郡芥見村芥見山田七三郎、篠田頼治郎、亀山弥兵衛△同郡岩村岩滝大野五兵衛△同郡蘇原村大島横山忠三郎、林竹松△同村三柿野丹羽文藏△同郡那加村前洞横山虎之助△同村山後遠藤愈治郎△同村岩地浅野秀太郎△同郡北長森村海道平光武左衛門、小酒井善之丞

次いで同四十二年四月十四日付、組合規約の全条改正認可を受け、これ以降は半数改選を止めたが、何時改選が行われ、何人が当選したかも詳らかでない。只此の規約改正の会談に出席、または欠席した議員は、次のとおり、

- △出席議員 二番川島市重郎、四番坂井銀十郎、五番林竹松、六番北川九三郎、七番後藤小平治、九番井上嘉右衛門、

十番篠田政治郎、十一番小野清九郎、十二番浅野芳太郎、十三番山口与三太郎、十四番桜井長左衛門、十五番横山忠三郎、十六番平光市松、十七番平光円四郎、十八番後藤敏大兵衛、十九番小酒井善之丞、二十番山田政市、二十一番後藤孫三郎、二十二番遠藤惣治郎、二十四番大野五兵衛、二十五番牧田国治郎、二十六番丹羽周助、二十七番大野三郎、二十八番遠藤郁雄

△欠席議員 一番篠田谷五郎、三番高橋市太郎、八番後藤甚吉、二十三番丸山守一郎

〔申し出の氏名〕 関係書類灰燼のため、本改良区横山理事長より、各地区において、組合会議員氏名を調査方を委嘱した、それに基き各地区よりの申出を、次に採録する、但し任期の前後は不同であり、又期数については、申出のまま氏名下に括弧内に数字で示す。なお、前掲のものと同重複する者もそのままとした。

△水海道 平光庄吉、平光武左衛門、平光里一、小酒井善之丞、平光円四郎、平光清八(一)平光健一(三)平光治三郎(一)平光円七(二)

第七章 土地改良区時代

第一節 組織変更決議と其認可

〔土地改良法の公布〕 昭和二十四年六月六日付、法律第一九五号土地改良法を公布した。従来の水利組合は、普通水利並びに水害予防の二事業を紀律したが、本法は「農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集団化を行い、食糧その他農産物の生産の維持増進することを目的とする」ので、水害予防事業は分離して他に譲った。すなわち水利組合法は施行以来、我が国水利上幾多の貢献をしたが、新時代に適應するよう土地改良法にバンドを引きつぎ、発展的解消することとなった。

〔組織変更の決議〕 茲において本組合も亦、次々とおり組織の変更を決議した。すなわち同二十六年通常組合会は、各務用水普通水利組合として最後の会影であり、且つ次の時代土地改良区へバンドを渡す意義深いものであった。二十七年三月十七日岐阜市柳河町岐阜県開拓会館において開会、当日の議題は次のとおり。

議案第一号 昭和二十七年予算並に課率議決の件
議案第二号 常設委員補欠選任の件

議案第三号 昭和二十五年決算報告の件

議案第四号 本組合を土地改良区に組織変更するの件

議案第五号 定款及維持管理計画承認の件

昭和二十七年予算は総額四百六十二万九千三百五十二円、常設委員補欠選任は、欠員が選出区域小金田村芥見村なので両村で夫々欠員委員を推薦、昭和二十五年決算は、歳入予算額六千六百七十六万三千三百五十二円、この決算額四千三十四万一千七百二十六円九十二銭、歳出予算額六千六百七十七万六千三百五十二円、この決算額三千八百九十五万七千四百十二銭で、歳入歳出差引額金百三十八万四千七百十六円八十銭は翌年度へ繰越す、以上三議案共原案可決又は承認、次いで第四号議案は、同年八月三日を以つて普通水利組合は自然解散となるので、組織を変更することを可決した。

〔各務用水新定款〕しかして第五号議案は次のとおりであるが、これ又原案を可決した。

各務用水 土地改良区 定款

第一章 総 則

第一条(目的) この土地改良区は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い、食糧増産に寄与することを目的とする。

第二条(名称) この土地改良区は、各務用水土地改良区という。

第三条(地区) この土地改良区の地区は、左に掲げる地域とする。

武徳郡小金山村大字小畷名

同 郡同 村大字上白金

同 郡同 村大字下白金

稲葉郡芥見村大字芥見

岐阜市岩田

同 市岩滝

稲葉郡藤原町大島

同 郡同 町伊呼

同 郡同 町宮代

同 郡同 町三柿野

同 郡那加町前洞

同 郡同 町北郡

同 郡同 町西市場

同 郡同 町山後

同 郡同 村岩地

岐阜市長森北水海道

第四条(事業) この土地改良区は、土地改良事業計画、定款及び規約の定めるところにより、左に掲げる土地改良事業を行う。

一、長良川の引水に伴うかんがい施設の管理

二、用水の調節に関する施設の管理

1 この土地改良区は、前項第一号の事業に附帯して、発電事業及び養魚事業を行う。

第五条(事務所の所在地) この土地改良区の事務所は、岐阜市に置く。

第六条(公告の方法) この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所に掲示し、且つ、必要があるときは岐阜タイムスに掲載する。

第七条(仮住所及び代表者) この土地改良区の地区の属する市町村又はこれに隣接する市町村の区域内に住所又は居所を有しない組合員が土地改良区の事業に関する通知又は書類の送附を受けるため仮住所を指定し、又は組合員がこの土地改良区の事業に関する一切の行為をさせるために、代理人を定めたときは、遅滞なくこれを理事に届出なければならぬ。

2 前項の仮住所は、なるべくこの土地改良区の地区の属する市町村又はこれに隣接する市町村の区域内に指定するものとする。同項の代理人の住所についても又同様である。

第二章 会 議

第八条(総代会) この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

第九条(総代の定数及び選挙区) 総代の定数は百人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は左の通りとする。

選挙区

総代数

第一区	武徳郡小金田村大字上白金及び大字小屋名	一〇
第二区	同 郡同 村大字下白金	七
第三区	稲草郡芥見村大字芥貝	二五
第四区	徳島市岩田	六
第五区	同 市岩濤	七
第六区	稲葉郡藤原町大字及び伊吹	一四
第七区	同 郡同 町宮代	二
第八区	同 郡同 町三柿野	一
第九区	同 郡那加町前浜	一三
第十区	同 郡同 町北瀬	二
第十一区	同 郡同 町西市場	五
第十二区	同 郡同 村山後	一
第十三区	同 郡同 町岩地	一
第十四区	岐阜市長森北水海道	六

第十条(選挙人名簿の総覧) 理事は総選挙の期日前十五日から五日間、その指定した場所において、土地改良法施行令第七条にいう選挙人名簿の関係部分を開選組合員の総覧に供さなければならない。

2 前項の総覧の場所及び日時、理事が総覧開始の日前三日迄に公告しなければならない。

第十一条(選挙人名簿の確定) 選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、開選組合員は、その名簿の総覧期間内に理事に対して異議を申立てることができる。

2 理事は、前項の申立を受けた場合において、その申立を正当であると決定したときは、ただちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申立人及び関係組合員に通知し、あわせてこれを公告しなければならない。その申立を正当でない

と決定したときは、ただちにその旨を申立人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前六日をもつて確定する。

第十二条(連記制) 総代の選挙にあたり選挙人が投票用紙に記載すべき被選挙人の数は三人とする。

第十三条(総代会の招集) 理事は、毎事業年度一回三月通常総代会を招集しなければならない。

2 理事は、左の場合には臨時総代会を招集しなければならない。

一、理事が必要と認める場合

二、組合員又は総代が、それぞれ総組合員又は総代定数の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出し、総代会の招集を請求した場合

3 前二項の場合において理事の職務を行方者がなく、又は前項第二号の場合において理事が正当の事由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事が通常総代会又は臨時総代会を招集しなければならない。

第十四条(総代会招集の通知) 総代会を招集するには、その会日から五日前までに会議の日時、場所及び目的を総代に通知しなければならない。但し、急務を要する場合には、その会日から三日前までに通知すればよい。

第十五条(議決事項の制限) 総代会においては、第十四条の規定によつてあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款の変更、土地改良事業計画の設定及び変更、規約の設定変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて急務を要することが明白な事項に限つて議決することができる。

第十六条(議決権及び選挙権) 総代は、各一個の議決権並びに役員選挙権を有する。

2 総代は、第十四条の規定による通知があつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、その総代と同じ選挙区に属する総代でなければならない。

5 代理人は、二人以上の総代を代表することが出来ない。

6 代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。

第十七条（署名） 総代会の議事は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。
2 署名は、総代として総代会の決議に加わる権利を有しない。

第三章 役員

第十八条（役員を選任） この土地改良区に、役員として理事六人、監事四人を置く。
第十九条（役員を選任権） 左に掲げる組合員は、理事又は選挙による監事の被選挙権を有しない。

一、法人

二、法令二十五年未満のもの
三、禁治産者又は準禁治産者

四、禁こ以上の刑に処せられて執行中のもの

第十九条の二（役員を選任地域） 理事及び選挙による監事は、各被選挙地域ごとにその地域に所属する組合員のうちから総代会でそれぞれ選挙するものとする。

2 前項の規定による理事の被選挙地域及びその地域から選挙すべき理事の定数は、左の通りとする。

被選挙地域	定数
第一選挙地域 第九条の第一区、第二区	一
第二選挙地域 第九条の第三区	一
第三選挙地域 第九条の第四区、第五区	一
第四選挙地域 第九条の第六区、第七区、第八区	一
第五選挙地域 第九条の第九区乃至第十三区	一
第六選挙地域 第九条の第十四区	一

3 第一項の規定による監事の被選挙地域及びその地域から選挙すべき監事の定数は、左の通りとする。

被選挙地域

定数

第一選挙地域 第九条の第一区乃至第五区

第二選挙地域 第九条の第六区乃至第十四区

4 被選挙人の所属の地域は、その者が総代選挙の選挙権を有する選挙区が属するところとする。

第二十条（総選挙の時期） 理事又は選挙による監事の総選挙は、その任期満了の日の前六十日から十日までの間に行う。但し、設立当時の役員は、第一回の総代会において選挙し、第三十六条の総選挙は、これを行うべき事由が発生した日からできるかぎりすみやかに行うものとする。

第二十一条（選挙の通知及び公告） 理事は、役員を選挙を行う総代会の招集通知に、投票開始の時刻及び第十九条の二第二項及び第三項の各被選挙地域より選挙すべき理事又は監事の数を記載するとともに、これらの事項を選挙の期日前五日までに公告しなければならない。

第二十二条（選挙の管理） 理事長は、選挙管理者となり、当該選挙に関する事務を管理する。

第二十三条（選挙の開始及び選挙立会人） 役員を選挙は、総代定数の二分の一以上（書面、又は代理人をもつて選挙権を行使するものを含む。）が出席しなければ行うことができない。

2 選挙立会人は出席した総代（書面、又は代理人をもつて選挙権を行使する者を除く。）のうちから当該総代会で二人選任するものとする。

第二十四条（投票） 投票は、各被選挙地域につき一人一票とする。

2 総代会に出席した総代（総代の代理人を含む。）は、所定の投票用紙に選挙すべき理事又は監事の氏名を自書し、その選挙に係る被選挙地域の投票箱に入れなければならない。

3 書面をもつて選挙権を行使し、総代は、あらかじめ選挙管理者から所定の投票用紙及び封筒の交付を受け、その用紙に選挙すべき理事又は監事の氏名を自書し、これをその所定の封筒に入れて密封し、これを他の封筒に入れ、その投票に係る被選挙地域の名称を記載し、署名押印の上投票開始の時刻までに選挙管理者に送付しなければならない。

- 4 選挙管理者は、投票の開始にあたり、選挙立会人立会のもとに理事をして前項の規定により記載されてある被選挙地域の投票箱に入れさせなければならない。
 - 5 投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は一人とする。
 - 6 投票用紙及び第三項の所定の封筒には、選挙人の氏名を記載してはならない。
 - 第二十五条（投票の拒否） 投票の拒否は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。
 - 第二十六条（閉票） 選挙管理者は、投票終了後ただちに選挙立会人のもとに、被選挙地域ごとに投票箱を開いて投票を点検しなければならない。
 - 2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならぬ。その決定に当つては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。
- 第二十七条（投票の無効） 左に掲げる投票は、無効とする。
- 一、所定の用紙及び封筒を用いないもの。
 - 二、選挙すべき理事又は監事の氏名の外他事を記載したもの。但し、職業、身分、住所、又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
 - 三、第二十四条第二項の所定の封筒に何事かを記載したもの。
 - 四、被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
 - 五、二人以上の選挙すべき理事又は監事の氏名を記載したもの。
 - 六、選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの。
 - 七、選挙すべき理事又は監事の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの。
- 第二十八条（当選人の決定） 各々の被選挙地域において有効投票の最多数を得た者をもつてその地域の当選人とする。但し、その地域において選挙すべき理事又は監事の定数で有効投票を除いて得た数の六分の一以上の得票数がなければならぬ。

- 2 投票数が同じであるときは、選挙管理者がくして当選人を定める。
 - 3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、第一項の規定により同一人が理事と監事の双方に当選資格を得たときは、いづれか一方を辞退しなければならない。
- 第二十九条（選挙録） 選挙管理者は、選挙録を作り、選挙の次第を記載し、選挙立会人二人以上とともにこれに署名しなければならない。
- 2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに当該役員任期満了後保存しなければならない。
- 第三十条（当選人の失格） 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。
- 第三十一条（当選の確定） 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、ただちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の氏名及び得票数を公告しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた日から七日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。
- 第三十二条（繰上補充） 当選人の数が、その選挙における理事若しくは選挙による監事の定数に達しなくなつたとき、又は理事若しくは選挙による監事に欠員が生じたときは、選挙管理者はただちに第二十八条の例により当選人を定めなければならない。
- 2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。
- 第三十三条（役員えの就任） 選挙管理者は、第三十一条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日当選人の住所氏名を公告しなければならない。
- 2 当選人は、前項の公告があつたときに役員に就任するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、当選人は、第三十四条又は第三十五条の選挙の場合を除く外、公告の時が現在の役員任期満了前であるときは、その任期満了の時に就任するものとする。
- 第三十四条（再選挙） 左に掲げる事由の一が生じた場合において、第三十二条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により当選人を定めてもなお当選人の定数が次条第一項にいう理事若しくは選挙による監事の

欠員の数を通じて、当該理事若しくは選挙による監事の定数（第十八条の定数をいう。以下次条において同じ。）の三分の一をこえるに至つたときは、更にすみやかに選挙（その欠員に係る被選挙地域についての選挙をいう。以下次条において同じ。）を行わなければならない。

一、当選人がないとき、又は当選人の数がその選挙における理事若しくは選挙による監事の定数に達しないとき。
二、当選人がなくなり、又は当選人の数がその選挙における理事若しくは選挙による監事の定数に達しなくなつたとき。

2 前項の事由が理事又は選挙による監事の任期の満了前四箇月以内に生じたときは、同項の選挙は行わない。但し、理事又は選挙による監事の数がその定数の二分の一に達しなくなつたときは、この限りでない。

第三十五条（補欠選挙） 理事又は選挙による監事に欠員を生じた場合において、第三十二条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により当選人を定めてもなおその欠員の数が前条第一項に云う当選人の不足数と通じて理事若しくは選挙により監事の定数の三分の一をこえるに至つたときは、更にすみやかに選挙を行わなければならない。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

3 理事又は選挙による監事に關する前条第一項又は第一項の選挙と同時に進行する場合においては、一の選挙をもつて合併して行う。

第三十五条の二（選挙の特例） 理事若しくは選挙による監事の選挙におけるその当選人の不足数が第三十四条第一項に該当しない場合又は理事若しくは選挙による監事に欠員を生じたときにおいて前条第一項に該当しない場合であっても、それらの事態が発生した後に開催される総代会においては第三十四条、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、理事又は選挙による監事の再選挙又は補欠選挙を行わなければならない。この場合には、前条第二項の規定を準用する。

第三十六条（総選挙） 第三十四条第一項又は前条第一項の事由が生じた場合において、理事若しくは選挙による監事又は当選人がすべてないとき又はなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、総選挙を行う。

第三十八条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従い、業務を処理する。理事はあらかじめその互選により定められた順序に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けた場合にはその職務を行う。

第三十九条（事務の決定） この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。但し、規約の定めるところにより、輕易な事務については、理事長の決するところによる。

第四十条（監事の職務） 監事は、毎事業年度少くとも二回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき、総代会及び理事会に報告することともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、監査についての細則を総代会の承認を経て定めなければならない。その変更についてもまた同様である。

第四十一条（役員任期） 理事及び選挙による監事の任期は二年とする。

2 第一項の規定による任期は、前任者の任期満了の翌日から起算する。

3 知事の任命する監事の任期は、知事の定めた期間とする。

第四十二条（役員失職） 理事又は選挙による監事がその被選挙権を失つたときは、その職を失う。

第四章 経費の分担

第四十三条（経費分担の基準） この土地改良区の費用は積立金以外の財産より生ずる収入其他この土地改良区に課する収入をもつてこれに充て、尚不足するときは旧慣によつて地域内の地積に賦課する。

2 市町村其他より特別の市町村の負担を軽減すべき指定寄附金あるときは、その市町村に係る負担金のうちより該寄附金を控除して賦課額を定めるものとする。

3 県営改良事業費完成するまでの維持費及び一般費の賦課を受ける反別は、別冊創業反別に賦課する。

4 前項の賦課金は旧慣により工事利益の厚薄により左の通り負担率を定める。

万分の 五八八

上白金

内に履行せず、若しくは夫役用品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金百円につき一日金十銭の延滞利息を、督促一回ごとに金十円の過怠金を徴収する。

2 この土地改良区が土地改良法第三十八条及び第三十九条の規定により前項の徴収金並びに延滞利息及び過怠金（一時利用地指定により徴収する差額金に対するものを除く。）の徴収を市町村に委任した場合には、市町村に対し、その徴収金額の百分の四を交付するものとする。

第五章 雑 則

第四十九条（係及び委員会） この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は前二項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。担当理事は、その担任する係又は委員会につき一切の責任をもつものとする。

第五十条（基本財産） この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、監理及び処分に関しては規約で定める。

第五十一条（財産の分配の制限） この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

第五十二条（事業年度） この土地改良区の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第五十三条（事業執行及び会計に関する規定） この土地改良区の事業及び会計について必要な事項は、別に定める外規約の定めるところによる。

附 則

この土地改良区の組織変更当時の理事及び審査による監事は、この定款の規定にかかわらず、土地改良法施行規則第百条の規定に基づき、組合会で選任するところによる。但しその任期は、第一回の総会までとする。

〔事務促進の世話係〕次いで組織変更の事務促進のため、各区各一名宛の世話係を置くことに決し、評長より次のとおり指名委嘱した。

小野木倉治郎、坂井豊蔵、後藤基市、西村源一、篠田良穂、丸山兼吉、松岡太助、平光健一。

なおこの寛養ある通常組合会に出席した委員および、事故または病気の為め欠席した委員は次のとおりである。

出席委員 後藤基市、西村源市、山田小助、亀山貞一、篠田良穂、桜井孫市、篠田亀雄、丸山兼吉、大野順蔵、横山九三郎、小野木倉治郎、小野信吾、川島一二、川島友市、牧田市十郎、坂井豊蔵、遠藤惣治郎、浅野悦司、平光健一、平光庄平、小酒井善八。

欠席委員 後藤多一郎、後藤良平、矢島良作、松岡太助。

〔組織変更の世話係〕次いで七月二十六日岐阜市梅原町開拓会館において、組織変更の事務促進世話会を開催し、松岡太助を仮理事長に推し、組織変更認可申請について諸般の打合をなし、且つ同会において、認可後の総代選挙及び臨時総代会の議案作成をすることとし、事務は主事杉山馨以下事務当局において担当することとした。

〔組織変更の認可申請〕次いで各務用水普通水利組合は、土地改良区への組織変更について、主事杉山馨を中心に準備をすすめ、各村の事務促進世話係の協力を得て、関係書類の作成を終り、同二十七年八月二日付を以つて、武藤知事に組織変更の認可申請書を提出した。

〔武藤知事より認可〕この認可申請書に基づき、武藤知事は、同日付を以つて次のとおり認可した。

岐阜区第一〇三号

各務用水普通水利組合

昭和二十七年八月二日付申請のあった、土地改良区への組織変更を、土地改良法施行法第九条の規定により、認可す

る。

昭和二十七年八月二日

岐阜県知事
武 藤 嘉 門 雅

第二節 総 代 選 挙

土地改良区への組織変更について、武蔵知事の認可があつたので、定款に基き総代選挙を行う準備に各選挙区別に選挙人名簿を作成しこれを昭和二十七年十月十四日から五日間、所定の場所で開催させ、同月二十五日を以つて確定、同月三十一日、いよいよこれが選挙を執行した、その選挙区、選挙する総代数、確定有権者数、選挙会場及び投票数は、次のとおり。

区別	選挙区	総代数	確定有権者数	選挙会場	投票数
第一区	小金田村大字上白金小屋名	一〇	一〇二	小金田村役場	八六
第二区	同村大字下白金	七	五四	全 上	四二
第三区	芥見村大字芥見	二五	九一	芥見村役場	一一五
第四区	岐阜市岩田	六	二九九	岐阜市役所岩支所	三一
第五区	同 市岩滝	七	一四六	全 上	四三
第六区	蘇原町大島	一四	一二七	蘇原町役場	六七
第七区	同 町伊吹	二	六九	全 上	五
第八区	同 町宮代	一	三二	全 上	四
第九区	同 町三柿野	一	三六	全 上	四
第十区	同 町北洞	二	一五四	那加町役場支所	七四
			一五四	全 上	一一

第十一区	同 町西市場	五	一七二	全 上	一八
第十二区	同 町山後	一	三二	全 上	四
第十三区	同 町岩地	一	三二	全 上	三
第十四区	岐阜水海道	六	一〇六	長森北公民館	七四

備考 総代数は、各村受高に比例したもので、有権者数に基いたものではない。しかして当日午前九時より午後三時まで投票、即日開票の結果、当選者は次のとおり。

- 第一区 後藤政一、後藤文夫、梅田玉夫、後藤甚市、後藤敬三、後藤好雄、後藤輝夫、清水謙治郎、西村源一、亀山住三
- 第二区 西村佐一郎、長谷部善夫、山田泰正、山田小助、松田宮一、山田大五郎、山口照一
- 第三区 後藤善之丞、篠田真一、後藤良平、桜井彦市、後藤秀雄、小川忠右衛門、後藤辰雄、篠田善嘉致、堀部代蔵
篠田定一、亀山正市、水野茂、篠田真一、足立稲市、篠田良種、柴山守一、高橋隆衛、渡辺喜一、水野秀一、宮田栄一、松田幸一、後藤豊三、川村興作、若山小市、柴田茂雄
- 第四区 丹羽幸一、矢島繁治郎、丹羽一、丹羽宮二、丹羽節三、丹羽貴一、
- 第五区 大野昭蔵、横山留吉、杉浦治一、安田重一、丹羽素、杉浦義美、大野裕弘
- 第六区 金武照男、横山九三郎、横山兵三郎、遠藤忠雄、横山梅吉、横山多賀治、林信一、水野肇、遠藤喜代蔵、遠藤万一、林治兵衛、小野木倉治郎、清水四一、小林光治郎
- 第七区 小野仙蔵、横山由之
- 第八区 川島一二
- 第九区 牧田清市、松岡太助、横山芳一、牧田竹三郎、川島友市、津田唯市、松岡秀一、北川一郎、北川真一、北川丈助、横山政一、北川源吾、松岡寛一
- 第十区 横山源市、石田栄治郎
- 第十一区 島田治作、坂井義平、杉山良一、岩田増吉、松原貞雄

第十二区 澁藤物治部
 第十三区 沖野悦司
 第十四区 平光善一、平光源左衛門、平光四七、平光正男、平光善作、平光深吉

第三節 臨時総代会

各務用土地改良区総代百名の当選が確定したので、仮理事杉松岡大助は、昭和二十七年十一月二十五日、用水創立当時より由緒の深い芥見村真聖寺に臨時総代会を招集した。

(理事六名の選挙) 臨時総代会は、定款の定めるところにより、理事六名の選挙を行い、次のとおり当選した。

第一選挙地域(総代選挙区の第一区第二区) 後藤甚市

第二選挙地域(全) 上の第三区) 後藤甚市

第三選挙地域(全) 上の第四区第五区) 横山留吉

第四選挙地域(全) 上の第六区乃至第八区) 横山多賀治

第五選挙地域(全) 上の第九区乃至第十三区) 横岡大助

第六選挙地域(全) 上の第十四区) 平光健一

(監事二名の選挙) 次いで監事四名の内、総代会において選任する二名の選挙を行い、次のとおり当選した。

第一選挙地域(総代選挙区の第一区乃至第五区) 高橋隆高

第二選挙地域(全) 上の第六区乃至第十四区) 坂井義平

(知事任命の監事) しかして本県知事において選任する監事二名は、同年十二月十八日付、次のとおり任命した。

副知事 藤原町大島 遠藤 万一

理事 武蔵郡小金田村大字下白金 山田 小助

(理事長の互選) これより先、同年十二月十三日理事会を開き、理事長の互選を行った結果、次のとおり決定した。

理事長 横山 多賀治

なお、理事長の事故あるとき、または欠員の場合、職務を代理する理事の職位を互選の結果、次のとおり決定した。松岡大助、後藤甚市、横山留吉、平光健一
 斯くて各務用土地改良区の新陣容は成立し、茲に新組織としてその第一歩を踏み出した。

なお、この臨時総代会において、審議可決した諸規則並びに規程については、次節において記述する。

第四節 可決した諸規則

昭和二十七年十一月二十日、芥見村真聖寺における臨時総代会に提出した諸案及び審議の結果は次のとおり。

初案第一号 土地改良区積立金規則(可決)

全 第二号 吏員退職給与金積立規則(可決)

全 第三号 総代会議規則(可決)

全 第四号 総代会傍聴人規則(可決)

全 第五号 土地改良区給与規程(可決)

全 第六号 有給吏員退職給与規程(審議未了保留)

全 第八号 監査規程(可決)

全 第九号 公告式の件(可決)

全 第十号 財務規則(可決)

しかして第七号諸案として準備した事務代決規程は、都合により提案を中止した。すなわち可決した諸規則並びに規程は次のとおり。

各務用土地改良区積立金規則

第一条 本改良区は、灌溉用水引用のため経費を負う用水路、橋梁、樋管堤塘等の非常災害に罹り、又は著大工事で一
 時に多額の費用を要する場合の費用に充てるため積立金を設ける。

第二条 積立金として積立てるもの左の如し。

- 一、積立金より生ずる収入。
- 二、費途の指定の無い寄附金。

前項各号金額の外、組合会の議決を経て組合収入金の内を以て、積立金に編入することが出来る。

第三条 積立金は、郵便貯金、銀行又は金庫の預金とし、又は政府の保護ある有価証券を購入することができる。前項により預入する銀行又は有価証券の種類は、理事会に於て之れを定める。

附 則

本則は、発布の日より之れを施行する。

(発布 昭和二十七年十一月二十五日)

各務用 水土地改良区 退職給与金積立規則

第一条 退職給与金若は退職慰労金等の資に充てるため積立金を設け、左の収入を以て積立てる。

- 一、積立金より生ずる収入。

二、歳計剰余(事業繰越によるものを除く)の内にて、総代会の議決を経た額。

第二条 前条の積立金は、退職給与金、退職慰労金、死亡給与金、弔慰等、総予算不足の場合に繰入支出することができる。

第三条 積立金は、郵便貯金、銀行又は金庫の預金とし、又は政府の保護ある有価証券を購入することができる。前項により、預入する銀行、金庫又は有価証券の種類は、理事会に於て之れを定める。

附 則

本則は、発布の日より之れを施行する。

(発布 昭和二十七年十一月二十五日)

各務用 水土地改良区 総代会 議規則

第一章 総 則

第一条 本土地改良区の会則規則は、別に規程するものの外、本規程により取扱うものとする。

第二条 総代は、招集の指示に指定された期日に、指定の場所に集会しなければならない。

第三条 総代が欠席しようとするときは、その事由を具して会長の開会時刻迄に、理事長に届け出なければならない。

招集の期日に於て定刻迄に集会できない場合も亦、同様である。

総代が遅参したとき、又は会議中に退席しようとするときは、その旨を議長に通知しなければならない。

第四条 総代の議長は、総選挙後始めての総会開会のときに、くじてこれを定める。

補欠の総代は、前任者の議長につく、同時に補欠せられた総代が二人以上であるときは、くじてこれを定める。

前二項の規程により議長を定めることができない事情があるときは、会議に際して、他の方法で、これを定めることができる。

第五条 議長には番号をつける。

会議中総代の称呼は、その議席の番号によることができる。

第六条 会期は、通常及び臨時共に一日とする。但し、会期の延長は、議長が会議に際してこれを定める。会期の延長がきまつたときは、直ちに欠席の総代に通知しなければならない。

第七条 開会及び閉会は、議長がこれを宣言する。

第二章 会 議

第八条 開議、休憩、中止、散会及び流会は、議長がこれを宣告する。

第九条 議長は開議の後、相当の時刻を経てもなお出席の総代が定数に満たないとき又は、議事中退場者があつて定数が欠けたときは、流会を宣告する。

第十条 議事日程は予め総代にこれを通告する。

第十一條 議長が必要と認めるとき又は、日程変更の動議が成立したときは、会議に諮り議事日程を変更若しくは追加することができる。

第十二條 議長が開議を宣告しない間は、何人も議事について発言することはできない。選挙の投票中及び、採決の宣告後もまた同様である。

第十三條 会議に付すべき事件を議題とするときは、議長はこれを宣告しなければならない。会議に付すべき事件は、会議の議決又は議長の意見により、事件を一括して議題とすることができる。

第十四條 議長は議題となつた議案及び説明書を、その議事の初めにおいて書記に朗読させなければならない。但しこれを省略することができる。

第十五條 採代二人以上が発言を求めたときは、議長は先に発言を求めたと認めるものに発言させ、全時であるときは議長が決するところによる。

第十六條 一採代の発言が終らないうちは、他の採代は発言を求めることができない。

第十七條 質問又は討論は、議題外にわたることはできない。若し議長において議題外にわたると認めるときは、これを制止することができる。議事進行についての発言が議事進行に關係がないと認めたとときもまた同様である。

第十八條 一議題の終らないうちは、他の議事について発言を求めるとはできない。但し緊急の動議並びに議事の手続き、採決の方法、議事の中止、会議の休憩、又は質問若しくは討論の終結など、先決の動議はこの限りでない。

第十九條 既に議題となつた議案及び動議を修正し、又は撤回するには、会議の承認を要する。

第二十條 修正の動議は、議案の大体について討論が付き、且つ議長の許可を受けなければ、これを提出することはできない。但し採代は、予め修正案を提出することができる。

第二十一條 質問又は討論の終結は、議長がこれを宣告する。発言がつかないときでも議長において、論旨が既につきたと認めたととき、若しくは、採代から質問又は討論打切りの動議があつたときは、会議に諮つて討論しなさいでこれを決する。

第二十二條 議案の討論が尽きたと認めたとときは、議長はその可否を採決して確定議とする。但し議長は会議に諮り、討論を経ずして確定議とすることができる。

第二十三條 議長が採決しようとするときは、議題についてその旨を宣告する。

第二十四條 採決宣告の際、議長にある採代は、可否の致に加わらなければならない。その際議長にない採代は、表決に加わることができない。

第二十五條 採決の方法は起立による。但し議長の意見、又は採代三人以上の要求により、会議の議決によつて記名又は無記名の投票によることができる。

第二十六條 議長は直ちにその可否を宣告することができる。異議のない議題については、議長は直ちにその可否を宣告することができる。

第二十七條 議長は自己の表決の更正を求めることができない。

第二十八條 一旦否決した議案及び動議は、その会期中再び提出することができない。

第二十九條 会議録には、左の事項を記載する。

- 一、開会及び閉会の年月日
- 二、開議、休憩、中止、散会及び流会の日時
- 三、会議に付した事件の題目
- 四、議長、出席した採代及び欠席の採代の番号及び氏名
- 五、議長の求めによる説明のために出席した者の職氏名
- 六、議事録署名者の番号及び氏名
- 七、動議、採決及び選挙の次第
- 八、その他採代又は会議において必要と認めた事項

第三十條 議事録に署名する採代は二人とし、会議の決議によつて、議長の指名で定める。

附 則

この規則は、発布の日より、之れを施行する。

(発布 昭和二十七年十一月二十五日)

各務用 水土地改良区総代会傍聴人規則

第一条 総代会議を傍聴しようとするものは、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、併員の指示に従つて傍聴席に入らねばならない。

第二条 次の各号の一に当ると認められる者は、傍聴を許さない。

- 一、精神に異常があると認められる者
- 二、めいていしていると認められる者
- 三、会談の妨害となると認められる器物を携帯している者
- 四、その他理事長に於て傍聴を不適當と認める者

第三条 傍聴席が満員となつたとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し又は拒絶する事ができる。

第四条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一、みだりに傍聴席を離れること。
- 二、私語、談話又は拍子等をすること
- 三、理事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- 四、飲食又は喫煙をすること
- 五、帽子をかぶること
- 六、その他会談の妨害となるような暴動をすること

第五条 傍聴人は、理事長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人に、退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

第六条 前条の傍聴人は、理事長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日より、施行する。

(公布 昭和二十七年十一月二十五日)

各務用 水土地改良区給与規程

第一条 本土地改良区の経済に關する諸給与は、別に規程するものを除くの外、本規程に依り支給する。

第二条 職員俸給及び手当の支給の方法は、岐阜県吏員俸給支給の例に依る。

第三条 役員報酬は、月額又は必要に応じ、その都度支給する。

第四条 理事及び監事の費用弁償額は、出務日数に応じ、一日金貳百円の出務日当を支給する。

第五条 役員及び職員、土地改良区区域外に出張の場合は、役員はその旅行に要した実費に、日当貳百円を支給す。職員は、岐阜県旅費規則に準じ、これを支給する。

但し土地改良区区域内と雖も、旅行の性質に依り理事長に於て、特に必要と認めるときは、県内旅費額を支給することが出来る。

第六条 給料手当並に旅費支給の方法にして、本規程に明文なきものは、給料に付いては、岐阜県吏員職員その他俸給支給規則、旅費に付いては、岐阜県旅費規則を準用する。

第七条 特別の事情により、本規程に依り難き場合は、その都度理事長之を定む。亦旅費は日額月額と定め支給することを得。

附 則

本規程は、発布の日より、之を施行する。

(発布 昭和二十七年十一月二十五日)

各務用 水土地改良区 監査規程

- 第一条 本土地改良区の予算の執行及び財産の状況を監査するため、監事を置く。
- 第二条 監事は選挙による者、知事の任命による者、各二名を以て組織す。
- 第三条 監事は、毎事業年度二回、本土地改良区の予算の執行、法令又は予算の目的に適合するや否に付之を行う。

附 則

本規程は公布の日（昭和二十七年十一月二十五日）より施行する。

各務用 水土地改良区 公告式

- 第一条 当区諸規則其の他の公告は、区事務所、武儀郡小金田村役場、稲葉郡芥見村役場、岐阜市岩支所、稲葉郡那加町役場、稲葉郡蘇原町役場、岐阜市長森北支所揭示場に、揭示するを以て公告式とする。
- 第二条 当区諸規則、其の他の公告で施行を要するものは、発布の日より起算し、七日を経て施行する。但し特に施行の日を掲げたものは、此の限りでない。
- 第三条 当区諸規則其の他の公告は、総て発布の年月日を記入し、理事長又は、其の代理者が署名するものとする。

附 則

この規則は、公布の日より、施行する。

（昭和二十七年十一月二十五日）

各務用 水土地改良区 財務規則

- 第一条 本改良区の会計事務は、特別の規則があるものの外、本則により取扱うものとする。
- 第二条 歳入出予算が成立したときは、理事長は直に其の謄本を出納員に交付し、同時に可決した費途並に金額を通知するものとする。
- 費目の流用又は之に準ずべき詳決若くは決定を為した時、亦前項の例に依る。

第三条 区費の徴収は、関係市町村に委嘱するものとする。

第四条 区費は一年度を二期に区分し、第一期は四月一日、第二期は十月一日の現在反別に之を賦課する。但し臨時徴収を要する場合の賦課期日は、理事長隨時之を定める。

第五条 区費の賦課率は、歳入予算附記の定める所に依り、第一期は六月十五日、第二期は十二月十五日限り徴収する。但し臨時徴収を要する場合徴収期限は、理事長隨時之を定める。

第六条 区費外の収入金に対する徴収期限は其の時々理事長之を定める。

第七条 天災地変其の他の事故に依り、期限内に徴収の手續がでない時は、理事長に於て更に其の徴収期限を定める。

第八条 市町村長、区費を徴収するには、市町村税徴収の例に依り、取扱うものとする。

第九条 市町村長、区費を測定したときは、その額を直に理事長に報告するものとする。異動を生じたときも亦同じ。理事長は、前項の報告を受けたときは、収入整理簿第一号様式を調製し、出納員に交付するものとする。

第十条 夫役、現品を徴収するには、収入台帳第二号様式を調製し、之に依り賦課令書第三号様式を作り、納人に配付し、同時に収入台帳を出納員に交付するものとする。

第十一条 夫役を使用し現品を受領するときは、出納員は納人をして賦課令書を差出させ、領収の手續をし、領収書を交付するものとする。

第十二条 区費外の収入金を収入するには、理事長は収入台帳第四号様式を調製し、之に依り納額告知書第五号様式を作り、各納人に発行し、同時に収入台帳を出納員に交付するものとする。

第十三条 区費を納期内に完納しないときは、市町村長は、滞納の金額、滞納者の住所氏名、其の他必要な事項を、直ちに理事長に報告するものとする。

第十四条 前条の報告を受けたときは、理事長は滞納整理簿第六号様式を調製し、之に依り督促状第七号様式を作り滞納者に送達し、同時に滞納整理簿を出納員に交付するものとする。

其の他の収入金を納期内に完納しないときも亦、前項の例に依る。

第十五条 第九条、第十条、第十二条、第十四条の帳簿は、納期限経過後、出納員より理事長へ返還するものとする。

第十六条 督促状に指定すべき期限は、特別の事由あるものの外は、七日以内とする。

第十七条 市町村形は、其の徴収した区費を徴收期限後三日以内に、納付書第八号様式を作製し、之を出納員に送付し、其の領収書を得て納入の義務を了するものとする。

第十八条 区費の徴収に対する交付金は、毎年三月に於て之を交付する。

第十九条 納人に於て納期限後（督促状発付前）、区費を納付しようとするときは、納付書第八号様式を作製し、出納員に払込むものとする。

第二十条 出納員に於て現金を領収するときは、帳簿及び領収書に、領収印第九号様式を押捺し、領収するものとする。徴収令書、納額告知書、又は督促状に依らざる収入に付ては、収入台帳に依り領収の手続をするものとする。

第二十一条 滞納処分による区費、その他の収入金を収入するには、理事長は収入命令をし、滞納整理に現金を添へ出納員に交付し、出納員は滞納整理簿により領収の手続をするものとする。

第二十二条 収入命令は、収入整理簿、収入台帳及び滞納整理簿の所定欄に、捺印するものとする。

第二十三条 収入金の寄付を要するときは、其の支出命令は、前項の例に依る。

第二十四条 支出命令は、支出命令書第十号様式を以てするものとする。但請求書のあるものは、其の余白に第十一号様式の記載捺印をし、代用するものとする。

第二十五条 支出金の戻入を要するときは、什払戻入命令書第十二号様式を発するものとする。但し返納告知書第十三号様式に依るものとする。

第二十六条 出納員に於て支出命令を受けたときは、予算に対照調査したる上、領収証書と引替に、現金を支払うものとする。領収証書を徴収することができないものに付ては、出納員に於て什払証明書を調製する。

第二十七条 出納員に於て収支をしたときは、現金出納簿第十四号様式、歳入簿第十五号様式、歳出簿第十六号様式に、記載するものとする。

第二十八条 徴収令書、納額告知書、納付書、什払命令、其の他の証書類に記載する計数文字は、電式捺捺の文字を用いるものとする。

証書類の文字は、明瞭でなければならぬ。若し誤字脱字があつて訂正を要するときは、金額に係るものは、其の全項を朱抹し、右傍に正字を明記し、其の他にあつては之を挿入削除した上、欄外に其の旨を記載し、当該証書の氏名下に押捺せるものと、同一の印章を押捺しなければならぬ。諸帳簿の誤記訂正は、誤記の部分に朱線二条を直画し、正当な文字を其の傍に記載し、主任者之を認印するものとする。

第二十七条 前各条に定まるものの外、左の帳簿を備へ整理するものとする。

現金前後及概算払整理簿

保管金品受払簿

組合債整理簿

費目流用並予備費充用通知簿

郵便切手受払簿

財産台帳

備品台帳

物品購入簿

人夫使用簿

前項に定まるものの外、必要に応じ帳簿を設けることが出来る。其の様式は、理事長之を定める。

第二十八条 諸帳簿は、会計年度毎に、之を調製するものとする。但し前条の諸帳簿は、年度を区分し、継続使用することができる。

特別会計に属するものは、各別に帳簿を設け整理するものとする。但し一般会計の帳簿と合算することができる。

第二十九条 財産の売却、工事の請負、物件労力其の他の供給は、左の各号の一に該当するときは、随意契約に依ることが出来る。

一、特定の人、又は会社の専有する物件を購入又は借入るとき。

二、物件の性質、若くは使用の目的上、特定の製産所、又は生産者より直接に購入、若くは借入を要するとき。

- 三、見積価額五百円未満の工事の請負、又は物件買入借入をするとき
- 四、印債証券、其の他の有価証券を買入れるとき
- 五、相手方が官公署、公共団体又は公益法人、若くは之に準すべき営利を目的としない団体なるとき
- 六、入札者がないとき、又は再入札に付するも、尚落札者のないとき
- 七、職工人夫を雇入れるとき
- 八、臨時雇傭を要し、工事作業又は物件の買入借入をするのに、競争に付する暇がないとき
- 九、競争入札に付する場合、却つて不利と認められたとき
- 物品の修繕に關しては、經て前項の相定を準用する。
- 第三十条 出納員決算をするときは、収入支出の証書類を、予算説明書の區別に依り目別に整理し、款項目金額及び証憑書の枚数を記載し、更に款項目に區別し、科目金額を記載して、之を編綴しなければならない。

附 則

本財務規則は公布（昭和二十七年十一月二十五日）の日より施行する。

〔自第一号 至第十六号 様式省略〕

第五章 通 常 総 代 会

昭和二十七年通常総代会は、昭和二十八年三月二十六日新理事長招集の下に開会、二十七年改組以降分の予算並びに、翌二十八年通常予算、各務用土地改良区規約、同理事事務専決規程、同処務規程、同土木部負担規則、同職員退職給与金支給規程、同給与規程、同財務規則、同堤塘並除桁使用規程を提案可決した。すなわち、次のとおり。

第一節 各務用土地改良区規約

第一条 この土地改良区の運営及び業務の執行に關しては、法令及び定めがあるものの外、この規約によるものとする。

第二章 総 代 会

第二条 総代会は午前十時に始め午後四時に終る。但し必要があるときは、時間を伸縮することがある。

第三条 代理人は入場の際に委任状を理事に提出し、理事はこれと引替に代理権を証明する書面を交付する。

第四条 理事は出席人員を報告して開会を宣し、理事長の選任を総代会にはかるものとする。

2 前項の行為は、監事が総代会を招集した場合にあつては、招集した監事が之を行う。

第五条 議長は、議事の開始に當り、総代会の承認を得て、議事録記名人二名を指名する。

第六条 総代は、会中みだりに郡場を退くことができない。但し止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

第七条 議案は、議長が先ず議案を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑討論及び採決の順により確定する。

2 議長は、必要があるときは、議案の説明を、理事が議事に参与することを命じたる職員、その他の者に行わせることが出来る。

第八条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならぬ。

2 討論は議題以外のことにわたつてはならない。

第九条 總代は、動議を提出しようとする場合には、三名以上の賛成を得てしなければならない。

2 前項の場合に於て、議案の修正議の採決の順序は、修正案を先にし、原案を後にする。

第十条 採決は、挙手、起立、又は投票のいずれかの方法によつて行う。この場合に於て、代理人は、代理権を証明する書面を明まして、採決に應じなければならぬ。

2 議長は、審面による採決を加えて、採決の結果を宣言する。

第十一条 総代会で必要があると認めるときは、委員に附記して議案の審議をさせることがある。

2 委員は、その都度総代会において、出席した総代（審面又は代理人を以て、採決権又は選挙権を行う者を除く）のうちから選任する。

第十二条 会議中は、私語その他、議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議中継代が議場の秩序をみだす如き行為あるときは、議長は、これを警告又は制止し、場合によりては発言を取り消させる。若し議場の命に徃わなるときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第三章 役員

第一節 総 則

第十三条 理事は、この土地改良区の業務に関し、監事は、この土地改良区の業務及び財産の状況監査に関し、それぞれ連帯して、その責を負うものとする。

第十四条 役員の間は、理事会及び監事会とする。

第十五条 役員に対する報酬、賞与、其の給与は、総代会で定める。

第二節 理 事

第十六条 理事会は、少くとも隔月一回開催する外、理事長が必要と認めた場合、又は理事の三分の一以上の請求があった場合開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行う。

3 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第十七条 理事会に附議する事項は、別に規定するものの外、左の通りとする。

一 総代会の招集及び、総代会に提案する議案の審理作製

二 定款規約及び、総代会の決議により、理事に委ねられた事項

三 その他、この土地改良運営上必要な事項

第十八条 理事会の議事は、理事の過半数によつて決する。可否同数なるときは、議長の決するところによる。

2 理事は、代理人によつて、議決に加わることとはできない。

第十九条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第二十条 議長は、左の事項を記載した議事録を調製し、出席した理事二人と共に、これに記名押印しなければならぬ。

一、開会の日時及び場所

二、出席及び欠席した理事の氏名

三、議事の要領

四、決議事項

五、賛否の数

第三節 監 事

第二十一条 監事は、何時でも理事に対して業務状況の報告を求め、又は土地改良区の業務及び財産の状況を調査することができる。

第二十二条 監事は代表監事一人を互選する。

第二十三条 監事会は、少くとも毎事業年度二回開催する外、代表監事が必要と認めた場合、又は他の監事の請求があった場合開催する。

2 監事会の招集は、代表監事が行う。

3 監事会の議長は、代表監事がこれに当る。

第二十四条 監事会に附議すべき事項は、左の通りとする。

一、監査計画に関する事項

二、監査細則の制定及び改廃に関する事項

三、土地改良区と理事との契約、又は訴法についての土地改良区代表に関する事項。

四、その他、監査に関する事項

第二十五条 監事会は、選挙に依る監事及び、知事任命の監事、各々二分の一以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 監事会の議事は、出席監事の過半数で決する。但し可否同数なるときは、議事の決するところによる。

第二十六条 監事会は、必要に応じ理事、職員、その他の使用人の出席を求め、意見を徴し、又は事情を聴取することが出来る。

第二十七条 監事会には、第二十条の規定を準用する。但し「理事二人」とあるのは、「監事一人以上」と読み替えるものとする。

第四章 業務の執行

第二十八条 この土地改良区に、左の係を置く。

- 一、庶務係
- 二、会計係
- 三、技術係

2 前項の係に関する細則は、理事会で定める。

第二十九条 本改良区に、左の職員を置く。

事務職員は、主事、書記、雇員とし、その定員を三名以内とする。

技術職員は、技師、技手とし、その定員は二名以内とする。

2 職員は、理事会の命を承け、事務の処理に従事するものである。

第三十条 本改良区は、理事の補助機関として、必要に応じ委員を置くことが出来る。

2 委員の任免、職務分掌等に関する規定は、総代会の決議を経て、別に之を定める。

第三十一条 本改良区施設管理保全の爲め、左の監守人を置く。

- 一、陞市小瀬用水入口及び全市調節水門監守 一名
- 一、武儀郡小金田村小屋名地内調節水門監守 一名
- 一、全 小金田村上白金以内二番橋監守 一名
- 一、全 小金田村下白金分水監守 一名

一、稲葉郡芥見村大字芥見津保川橋場監守 一名

一、全 芥見村大字芥見字杉山サイホン監守 一名

一、全 那加町大字前洞地内柳島井塚監守 一名

一、全 那加町大字西市場字土山掛樋監守 一名

一、全 蘇原町大字伊吹大島地内掛樋監守 一名

一、全 蘇原町大島地内赤羽根及び一丁田樋監守 一名

2 前項各号に規定するものの外、業務執行上必要なる労働者を雇傭することができる。

第三十二条 第二十九条、第三十条の職員、監守、その他の労働者の任免、給与並に職務分掌に関する事項は、理事会でこれを定める。

第三十三条 本改良区は、総代会の決議に依り、出張所、又は、見張所を設けることができる。

第三十四条 理事が必要と認めるときは、定款又はこの規約の範囲内で、別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第五章 会計

第三十五条 理事会は、毎年事業年度の経費の収支予算を調整し、当該年度前に、総代会の議決を経なければならぬ。

但し初年度に於ては、土地改良区の成立後、遅滞なくこれをしなければならぬ。

第三十六条 工事は、直営を以て施工する。但し理事会の議決により、請負に付することができる。

2 理事又は監事は、本改良区の工事の請負をすることができない。

第三十七条 工事の請負、又は物品の購入は、競争入札の方法によらなければならない。

但し理事会の決議により、随意契約によることができる。

第三十八条 現金は、総代会で定めた金融機関に、預け入れるものとする。

第三十九条 会計並請負に関する細則は、総代会の決議を経て、別に之れを定める。

第六章 施設維持管理及び用水分配
第一節 維持管理

第四十条 用水路は、本流及び支流に区分し、本流の修繕及び改修の費用は、本改良区之れを支弁し、支流に属する費用は、本改良区は之れを支弁しない。

第四十一条 本流は、関市小瀬用水取入口に起り、稲葉郡芥見村大字芥見字嵯峨に於て分流し、東は稲葉郡那加町大字前前洞開鑿地、西は岐阜市長森北大字水海道に至るまでとする。但し左記支流に属する区域の修繕及び改修は、本改良区の支弁とする。

- 一、上白金分水路 分流より本流二番橋まで
- 一、下白金分水路 引入口より大字下白金塚まで
- 一、岩田分水路 本流より旧巡検街道石橋まで
- 一、寒山水路 引入口より旧巡検街道まで
- 一、寺田用水路 柳島井堰より大字西市場境まで
- 一、東野悪水路 那加町大字前洞東野悪水路全部

第二節 用水分配

第四十二条 用水を分配する水量は、各地区(旧村)負担額を率とし、其の地区毎(旧村々)の随に於て、生水を以つて歩合を定め、公平に分配するものとする。但し生水を以つて歩合を定め難きときは、理事会に於て、適當の方法を以つて歩合を定め、分配することが出来る。

第四十三条 用水旱魃に際し、分配上不足する場合に於ては、理事会は番水法を設け、臨機の処置を講ずることが出来る。

第四十四条 甲水季節外の通常水量は、芥見村津保川大掛樋にて、水深八寸以下とし、其の水量を越えるときは、拾樋の方へ放流するものとする。但し水量を増徴せんとするときは、理事会の決定によるものとする。

第四十五条 新たに灌漑を望むものは、郡市町村大字、字名、地番及び反別を詳記し、之れに絵図を添付し、理事に請求するものとする。

2 理事、前項の請求を受理したるときは、実地を調査の上、総代会の議決を経て、之れを認可するものとする。
2 前項新規編入に対しては、定款第四十七条に依る加入金の納入をまつて、分水樋の新設、又は増加するものとする。

第七章 附則

第四十六条 旧各務用水組合が締結したる、左に列記せる約定書は、本改良区に於てこれを継襲し、其の義務を負うものとする。

明治二十五年五月一日附、旧芥見村外九ヶ村有志者と、旧武儀郡小金田村大字上下白金惣代との約定書
第四十七条 本規約は、公告の日より、之れを施行する。

各務用水土地改良区理事長事務専決規程

第一条 定款第三十九条但書の規定に依り、理事長に於て専決する事務の範囲は、本規程の定めるところに依る。

第二条 本規程に依り、理事長の専決する事項、左の通りとする。

1. 職員、委員、使用人の諸願届に関する件。
2. 職員、使用人の除服出仕の件。
3. 職員、使用人の賜暇に関する件。
4. 職員、委員、使用人の県内出張の件。
5. 車馬費実費払承認の件。
6. 経易なる事件の報告、進達、又は却下及び、文書往復の件。
7. 定例に依る告示、公告の件。
8. 文書の閲覧、謄写承認に関する件。
9. 法律上、又は総代会の決議に依り、権利を取得移転すべき土地、建物の登記の件。
10. 地種目変換、土地分割及び、有租地又は、免租地域申請に関する件。

- 11 堤塘及び、水利使用に関する件。
- 12 河川敷、堤塘敷占用及び、生産物取下副申の件。
- 13 財産収入、使用料、補助金、其の他の収入金の請求領取の件。
- 14 区費の徴収委任並、区費納金の徴収請求に関する件。
- 15 総代会の評決に依る借入金及び、利子償還の件。
- 16 器具、機軸類の賃借に関する件。
- 17 臨時に人夫、船、車馬等借入れる件。
- 18 市外電話使用の件。
- 19 一廉一〇〇〇円未満の竹木、雜草、其の他の生産物不甲品売却に関する件。
- 20 一廉一〇〇〇円未満の工事請負、又は物品購入修繕、又は図書印刷に関する件。
- 21 工事費（竣功検査費）、諸給与、費用弁償、旅費、人夫賃、物品購入代金等支出に関する件。
- 22 保証物件の受入、返還の件。
- 23 会計帳簿の査閲に関する件。
- 24 其の他軽易なる常務。

第三条 前条各号の外、理事会の決議に依り委任せられたる事項は、理事長之を専行することが出来る。

附 則

本規程は、公告の日より、之れを施行する。

各務用 水土地改良区 処務規程

第一条 本改良区の事務は、総て理事会の決議に依り執行するものとする。但し理事長専行規程の定める事項は、この限りでない。

第二条 各職員は、その担任に係する事務又は技術事項を迅速に処理し、且つ関係簿文書類器具等を整理保管するの責務を負うものとする。

2 職員は、担任外と雖も、特に理事長の命を受けた事項に付ては、前項同様の責務を負うものとする。

第三条 本改良区の文書類は、左の区分に随ひ、永久、十年、三年の三種に区分の上、完結の翌年より起草し、夫々保存するものとする。

永 久 保 存

- 一、将来徴考例証となる書契、簿冊、図面等
- 二、諸例規、台帳、原簿等
- 三、総代会、理事会、監事会の会計帳及び、之れに関連する重要書類
- 四、その他永久保存の要ありと認むるもの

十 年 保 存

- 一、金品出納、区費徴収に関する帳簿並文書
- 二、決算又は調査を了りたる金品に関する証契書類、諸報告、統計の材料、工事設計書
- 三、職員其の他の身分に関する諸願届類
- 四、其の他十年保存を必要と認むるもの

三 年 保 存

- 一、一時限りの願届伺書類
 - 二、一時の通牒、照会等にして、他日参考を要せざるもの
 - 三、原簿、台帳等に登録を了りたる諸通知、報告等にして、他日参照を要せざるもの
 - 四、其の他軽易の文書、簿冊にして、十年保存の要なきもの
- 第四条 職員の出勤時間は、一般公務員の例に依る。但し繁劇の場合は、時間外と雖も勤務するものとする。
- 2 職員出勤したるときは、出勤簿に捺印するものとする。
- 第五条 職員、病氣其の他事故の爲欠勤するときは、出勤時間前に、其の管理事務長に届出ることを要する。勤務時間中

早引をするとき亦同じ。

2 前項に依る欠勤又は早引となす場合に於て、其の取扱事務急を要するものあるときは、事務に支障なき様、適宜の措置を採らなければならない。

3 職員の時給、休暇は、一般公務員の例に依る。

第六条 退職したる者は、その取扱中に係る事務の引継書を作製し、説明を要するものは之れを詳記し、理事長の指名する者に引継ぎ、両者連署の上、理事長に届出せるものとする。

第七条 職員の出張は、出張命令簿を以つて、之れを命ずる。

出張中処理したる事務の頭末は、遅滞なく口頭を以て理事長に復命、其の要点を出張命令簿に記入するものとする。但し重要な事項、又は将来参考資料、其の他必要な事項は、別に文書に依る復命書を提出するものとする。

附 則

本規程は、公告の日より、之れを施行する。

各務用 水 土 地 改 良 区 土 木 請 負 規 則

第一条 土木工事及び、工事用水材料、職工人夫の請負は、此の規則に依る。

第二条 土木工事及び、工事用水材料、職工人夫を請負わせようとするときは、公告して競争入札にする。但し、左の場合に於ては、隨意契約をすることがある。

- 一、急施を要するとき。
- 二、理事会に於て物に議決したとき。
- 三、特別の技術を要するとき。
- 四、入札者の無いとき、又は再入札をしても、尚不相当と認めるとき。
- 五、予定価格金壹千円未満なるとき。

第二条の二 土木工事及工事項材、職工、人夫の供給請負にして、無制限の競争入札にする事を不利と認めたとときは、指名競争入札に付する事がある。此の場合に於ては、一般の公告をしない。

第三条 左に掲げる者は、競争入札に加わる事を得ない。

- 一 本組合と締結したる土木請負に關し、曾て訴訟をしたもの。
- 二 第十九条の処分を受け、其の月より満一箇年を経過しないもの。
- 三 第三十九条の処分を受け、其の月より満二箇年を経過しないもの。
- 第四条 一の請負に就て、二人以上共同して請負をする事を許さない。
- 第五条 必要あるときは、入札者の資格を定めることがある。
- 第六条 入札公告は、左の事項を、事務所、若は町村役場に掲示し、又は新聞紙を以て公告する。但し、再入札は、此の限りでない。

一 工事箇所及び種類

二 仕様書、又は註文書を示す場所。

三 入札執行の場所、及び日時。

四 入札者の資格を定めるときは、其の資格。

五 入札保証金の歩合

第七条 入札者は、第一号様式に依る入札書に、指定の入札保証金を封緘添付提出を要する。

但し、保証金は、無記名利付公債証券又は、無記名利付証券を以て、代用することが出来る。理事長又は、其の代理者必要ありと認めるときは、入札保証金を開封調査の後、入札させることがある。

前項但書に依り、公債証券又は、証券を以て代用する場合に於て、額面額を現金に換算する価格は、理事長の定める所に依る。

第八条 入札者は、入札場に備へ付た仕様書又は、注文書を熟覧したことを証するため、該書の末尾に記名調印するものとする。

第九条 入札書を差出したる後は、之が変更又は、取消を許さない。

第十条 入札者は、開札に立会することが出来る。

第十一条 入札金額最底の者を以て、落札人と定める、落札人其の場に於て請負を辞したときは、順次次札を以て落札人とする。但し、金額不相当と認めたる時、又は其の落札人、其の場に於て請負を辞したときは、即日再入札に付する。

落札となるべき入札者が、二人以上あるときは、立会人を以て抽籤させ、落札人を定める、立会人がないときは、理事又は、其の代理者が之を行ふ。

第十二条 一の請負に就き、同時に二箇所以上に於て、入札を執行することがある。

第十三条 入札者は、書留郵便を以て、差出すことが出来る。此の場合に於ける入札保証金は、無記名利付公債証券又は、無記名利付債券に限る。

第十四条 入札の執行は、時宜により、中止することがある。

第十五条 左の一に当る入札書は、無効とする。

一 什標書又は、注文書の番号、入札金額若は、入札者の住所氏名の認知し難いもの。

二 入札書記載の金額を増減した箇所、若は氏名の下に、押印のないもの。

三 書留でない郵便入札書。

四 二人以上連名したもの。

五 金額を明記しないもの。

六 入札保証金、指定の額に達しないもの。

七 二口以上合記し、又は一口の内訳金額を記載したもの。

第十六条 落札人の定まつたときは、理事又は代理者より、直に口頭で報告し、特に本人へ通達しない。但し、郵便を以て差出した入札人落札したときは、落札場に之を掲示する。

第十七条 入札保証金は、落札人決定の後、還付する。但し、落札人の保証金は、請負契約締結の後でないときは還付しない。

第十八条 落札人は、指定の期日以内に、第二号書式の請負契約書を、差出さなければならぬ。

但し、随意契約で請負わせる場合に於て、請負金額五百円未満のものに対しては、見積書を以て、契約書に代用することがある。

請負保証金は、請負金額の十分の一以上とし、指定した期日及び、場所に納付しなければならぬ。但し保証金は、無記名利付公債証券又は、無記名利付債券を以て代用することが出来る。

前項但書に依り、公債証券又は、債券を以て代用する場合に於て、額面額を現金に換算する価格は、理事長の定める所に依る。

請負金額千円未満であるときは、保証金を免除する事がある。

第十九条 左の一に当る時は、入札保証金を本組合の所得とする。

一 落札人、請負を辞したとき。

二 落札人、第十八条第一項、又は第二項の手続を履行しないとき。

第二十条 請負人は、工事施行方に關しては、総て監督者の指揮に従わなければならない。

第二十一条 請負人は、監督者の許諾を受けないときは、夜業で工事をしてはならない。

第二十二条 請負人は、毎日什標書持帯工場に出頭するものとする。若し事故の爲出場する事の出来ない場合は、代理人を定め、連署で届出でなければならぬ。

監督者に於て、前項代理人を不適当と認めるときは、日時を期して、交代を命ずることがある。

第二十三条 請負人は、請負事業の全部若は一部を、他人に譲渡することを許さない。

第二十四条 工事用材料は、監督者の検査を経ないときは、使用することが出来ない。

第二十五条 請負人は、監督者に於て不適当と認められた職工人工夫を使用することは出来ない。

第二十六条 請負人は、什標書中誤謬があると認めたと雖も、監督者の指揮を受けない時は、施行することを許さない。前項に背いたときは、改造を命ずることがある。之が爲に要する費用は、総て請負人の負担とする。

第二十七条 竣工後、其適否を判知し得ない工事は、着手の際、監督の臨検を受けることを要する。

前項に背いたときは、監督者に於て、其の適否を判知し得べき方法を行わせることがある。之が為要する費用は、すべて請負人の負担とする。

第二十八条 工事請負に於ては、竣功検査前、又は材料請負に於ては、受渡前に係る損害は、総て請負人の負担とする。但し、本土地改良区に於て、非常天災、其の他避くことの出来ない事故の為に、生じたものと認めるときは、其の幾分を補給することがある。

第二十九条 工事施行中、他に損害を与えたときは、請負人に於て、賠償の責を負わなければならない。

第三十条 工事の廃止又は、仕様書の全部の変更を要するとき、若し材料、職工、人夫の供給を要しないときに至つた場合は、其の請負を解除し、請負保証金を還付する。之が為めに生じる損害があつても賠償しない。

すでに着手する工事は、本土地改良区に於て認定したる出来方に対し、材料は受渡済、職工、人夫は使役済のものに限り、其の代価を払渡するものとする。

第三十一条 仕様書又は、注文書を増減変更しようとするときは、更に其の部分に対する仕様書、又は注文書を下付する。此の場合に於ては、其の指定の期日内に、第三号形式に依り、受負変更契約証書を差出すことを要する。但し、請負日数の伸縮及保証金の増減は、本土地改良区の定める所に依る、若し請負人が肯ぜないときは、前条に準じて処分する。

第三十二条 必要と認める場合に於ては、工事施行又は、材料職工人夫供給の中止を命ずることがある。之が為生じる損害があつても、賠償しない。

第三十三条 工事竣功したときは、請負人は、監督者を経て竣功届書を差出すものとする。

第三十四条 工事竣功したときは、理事は之を検査する。此場合には、請負人をして立会せしめる、若し請負人立会しないときは、検査の結果に対し異議を申立てることが出来る。

材料の受渡は、前項に準ずる。

第三十五条 竣功検査上必要と認めるときは、既成工事の幾分を取毀つことが出来る。之に要する費用は、総て請負人の負担とする。

第三十六条 仕様書と違ひ、若し工事粗悪と認めるときは、理事は日時を定し、改造修補を命ずる。之が為に要する費用は、総て請負人の負担とする。

第三十七条 工事全体に対し、出来形十分ノ三以上であるときは、其の十分の八以内を標準とし、請負金の内渡をする事がある。但し、出来方の認定は、竣功検査に關係しないものとする。材料職工人夫の受負は、前項に準ずる。

第三十八条 請負人、契約期限内に工事を竣功することが出来ないとき、又は材料職工人夫を供給することが出来ない為、其の期限内に延期を願うときは、許可することがある。此の場合に於ては、契約期限外の日数に対し、一日に付、請負金額の千分の三を違約金として、請負金額より減殺する。但し、非常天災其の他避くことの出来ない為に生じたものと、本土地改良区に於て認める日数に対しては、之を減殺することがある。

前項に依り延期期限内は、非常天災其の他避く事の出来ない事由の為生じた損害があつても第二十八条但書を適用しない。但し、前項但書に依り、違約金減免の処分を受けたものは、此の限りでない。

必要と認める場合に於ては、契約に定める竣功又は、供給期日外に、若干の日数に対して、本条第一項を適用しないで、延期することがある。

第三十九条 左の一に当るときは、請負契約を解除し、請負保証金を、本土地改良区の所得とする。但し、此の場合に於ては、前条を適用しない。

一、請負人、契約の解除を請うとき。

二、請負人、第十九条、第二十一条、第二十四条、第二十五条に違背したとき。

三、請負人、第二十二条、第二十六条、第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十六条の命令に従わないとき。

四、期限内に工事竣功せず、又は材料職工人夫の供給を終らないとき。

五、相当材料を備えず、又は相当職工人夫を使役せず、其の他事業緩慢に涉り、期限内に竣功し難いと、本土地改良区に於て認めるとき。

前項の処分をしたときは、契約履行地の町村役場に其の旨を掲示し、本人へ通達の手続をしない。

第四十条 前条に依り、契約を解除したときは、工事は、本土地改良区に於て認定した出来形に対し、材料は受渡済、職工人夫は使役済のものに限り、其の代価の十分の八を払渡すものとする。

第四十一条 第三十一条に依り請負金を増減するとき、又は第三十条第二項及第四十条に依り、払渡すべき代価は、本土地改良区の定める単価を以て、計算するものとする。

第四十二条 相料を以て工事の請負をさせる場合に於ては、竣功検査済の上請負金の半額を払渡し、取払の後、半額を払渡すものとする。但し、一工事に附帯して請負をさせるものは、此の限りでない。

取払期日前、工事の亡失又は、毀損を生じたときは、理事長又は代理者に於て、日時を期して原形の通修補を命ずる、之が為に要する費用は、請負人の負担とする。

請負人、前項に違背したときは、什払残工事の全部、若は一部の払渡をしない。且請負保証金の全部、若は一部を、本土地改良区の所得とすることがある。

材料を相料にて請負をさせる場合に於ても、第一項、第二項第三項に準ずる。

第四十三条 第五条に依り入札者の資格を定めた場合に於て、落札人無資格であるときは、該入札を無効とし、且つ入札保証金を、本土地改良区の所得とする。

前項請負契約証書差出済の後にあつては、該契約を無効とし、且契約保証金を、本土地改良区の所得とする。但し、既成部分に対しては、第四十条に準じ、処分する。

附 則

本則は、公告の日より、之を施行する。

(自第一号様式至第三号様式省略)

各務用水土地改良区職員退職給与金支給規程

第一条 本土地改良区の職員にして、退職若しくは、死亡したるときは、退職給与金若しくは、死亡給与金を支給する。但

し、左に掲げる事項の一に該当するときは、此の限りでない。

一 懲戒に依り、解職せられたとき。

二 犯罪ありたる為、免職せられたとき。

第二条 職員退職したるときは、左の区別に依り計算したる金額を、本人に支給する。

一 在職三カ年以上のものは、給料月額に、在職年数を乗じたる金額。

二 公務の為、疾病又は傷病を受け、不具廃疾となり、其の職にたえざるに由る者は、給料月額一カ年分。

三 第一号に該当する者、第二号の事由に該当するときは、各号に準じて之を計算併合したる金額。

第三条 職員在職中死亡したるときは、左の区別に依り計算したる金額を、其の遺族に支給する。遺族なきときは、葬儀儀担当者に、之を支給する。

一 在職一年未満の者は、給料一カ月分。

二 在職一年以上の者は、前号の金額に、第二条第一号に依り計算したる金額を、加算したる金額

三 公務の為、疾病又は傷病を受け、死亡したるものは、前各号に依り計算したる金額に、給料月額の一カ年分を加算したる金額。

第四条 施設監守人及、雇員傭人にして、第一条、第二条、第三条に該当する者は、本規程を準用して、理事にて適当の額を定めて支給する。

第五条 在職年数は、就職の日より起算し、退職若しくは、死亡の日を以て終わるものとする。

第六条 給料月額は、退職若しくは死亡当時の支給額に依り、年額を以て定めたる者は其の十二分の一、日給の者は、其の三十日分相当額とする。

第七条 特別の功労ある者に付ては、理事会の決議を経て、本規程に拘らず、特別慰労金を支給することがある。

第八条 職員退職給与金支給方法にして、本規程に明分なきものは、岐阜県職員退職給与条例(昭和八年九月二十一日条例第十号)中、退職給与金支給に關する規定を準用する。

附 則

一、各務用水普通水利組合職員にして、引続き本土地改良区職員となりたるもの在职年数は、各務用水普通水利組合就職の日より、通算する。

一、本規程は、公告の日より、之を施行する。

各務用水土地改良区給与規程

第一条 本土地改良区の経済に属する諸給与は、本規程の定めるところに依る。

第二条 役員報酬は、予算の範囲内で、之を支給する。

第三条 役員及び経代の費用弁償額は、出務日数に依り、一日金百円の出務日当を支給する。

第四条 職員給与は、予算の範囲内で、理事会の決議を経て、理事長、之を定める。

第五条 施設監守人の給与は、左の通りとする。

關市小瀬地内水取入口及全地内調節水門監守

月額一〇〇〇円

武儀郡小金田村小屋名地内調節水門監守

全 五〇〇円

全 上白地内二番樋監守

年額六〇〇円

全 下白分分水樋管監守

全 四〇〇円

福芝郡芥見村大字芥見津保川掛樋監守

全 六〇〇円

全 芥見川サイホン監守

全 一〇〇〇円

全 那加町大字前河地内字柳島井堰監守

全 二〇〇円

全 西市場字土山掛樋監守

全 二〇〇円

全 藤原町大字伊吹大島地内掛樋監守

全 二〇〇円

全 大島赤羽根一丁田樋管監守

全 四〇〇円

第六条 職員は、地方公務員の例に準じ、家族手当を支給する。但し、他の職務を兼任する場合は、其の支給を受くる

之を支給する。

第七条 役員、職員、施設監守人、職員、議員は、予算の範囲内で、特別賞与又は賞与を支給することが出来る。

第八条 役員、職員用務のため出張する場合は、附表の区分に依り、旅費を支給する。

2 本土地改良区区域内及其の隣接地、又は岐市内に出張の場合は、前項に拘わらず、役員は、鉄道、電車、乗合自動車料金の実費を職員は一日に付き、金百五十円以内にて、理事長の定める日額旅費を支給し、普通旅費を支給しない。

3 特別の事情に依り、第一項、第二項の旅費額を以て支弁し難き場合は、理事長の認定に依り、実費計算を以て、支給することが出来る。

第九条 月額を以て定めたる報酬給料は、毎月二十一日に、年額を以て定めたるものは、毎年三月末に全額を支給する。

第十条 役員、職員にして、退任又は退職後、事務引継、残務整理等のため出務したときは、其の間従前の報酬、費用弁償額、若くは給料を、其の出務日数に依り支給する。

第十一条 報酬、給料、手当、旅費の支給方法に付き、本規程に明文なきものは、国家公務員一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）及び、岐阜県職員旅費支給条例（昭和十八年十一月岐阜県訓令甲第四十四号）の規程を準用する。

附 則

本規程は、公告の日より、之を施行する。

但役員、総代に準ずる給与に付ては、昭和二十七年十二月より、之を適用する。

職 員	職 務	旅費区分		乗合自動車	宿泊料	日 当	摘 要
		旅費区分	旅費区分				
理 事 長	理 事 長	旅費区分	旅費区分	実 費	1,000 円	300 円	
		旅費区分	旅費区分				
監 事	監 事	旅費区分	旅費区分	" "	800 円	200 円	
		旅費区分	旅費区分				
員 員	員 員	旅費区分	旅費区分	" "	800 円	180 円	
		旅費区分	旅費区分				

各務用水土地改良区財務規則

- 第一条 本改良区の会計事務は、特別の規程があるものの外、本則に依り取扱うものとする。
- 第二条 歳入出予算成立したときは、理事長は、直にその原本を会計係に交付し、帳簿の整理を命ずる。予算の更正変更の議決、若は費目の流用、又は充用の決定を為した時亦、前項の例に依る。
- 第三条 区費の徴収は、土地改良法第三十八条に依り、關係市町村に委嘱するものとする。
- 第四条 区費は、一年度を二期に区分し、第一期は四月一日、第二期は十月一日、現在反別に之れを賦課する。但し、臨時徴収を要する場合の賦課期日は、理事会が、隨時之を定める。
- 第五条 区費の賦課率は、歳入予算附記の定める所に依り、第一期は六月十五日、第二期は十月十五日限徴収する。但し、臨時徴収を要する場合の徴収期限は、理事会隨時之を定める。
- 第六条 区費外の収入金の徴収期限は、其の時々、理事長、之を定める。
- 第七条 天災地変其の他の事故に依り、期限内に徴収の手續ができないときは、理事会に於て、更にその徴収期限を定める。

- 第八条 市町村の区費の徴収方法は、町村税徴収の例に依るものとする。
- 第九条 市町村に於て、区費を調達したときは、直にその額を、理事長に、報告するものとする。其の異動を生じたときも亦同じ。
- 理事長は、前項の報告を受けたときは、会計係をして、収入整理簿第一号様式を調製し、整理せしむるものとする。
- 第十条 夫役、現品を徴収するには、理事長は、収入台帳第二号様式を調製し、之に依り賦課令書第三号様式を作り、納入に配付し、会計係をして、収入台帳の整理をなさしむるものとする。
- 第十一条 夫役を使用し、現品を受領するときは、会計係は、納入をして賦課令書を差出させ、領収の手續きをなし、領収書を交付するものとする。
- 第十二条 区費外の収入金を収入するには、理事長は、収入台帳第四号様式に依り、納額告知書第五号様式を作り、各納入に発付し、同時に会計係をして、之が整理をなさしむるものとする。
- 第十三条 区費を納期内に完納しないときは、市町村は滞納の金額、滞納者の住所氏名、その他必要な事項を、直ちに理事長に報告するものとする。
- 第十四条 理事長、前条の報告を受けたときは、土地改良法第三十九条第一項に依り、直ちに其の滞納処分を、市町村に請求するものとする。(第六号様式)
- 第十五条 前条によるも、尚滞納処分終了せざるときは、理事長は、土地改良法第三十九条第二項に依り、本界知事に申請第七号様式其の認可を得て、地方税滞納処分方の例により、其の処分をなすものとする。
- 2 前項の処分終了したときは、理事長は、遅滞なく、第八号様式に依り本界知事に、報告するものとする。
- 第十六条 前条の認可を受けたときは、理事長は、會計係をして、滞納整理簿第九号様式を調製し、之れにより督促状第十号様式を作り、滞納者に送達せしめるものとする。若し期日までに納入しないときは、地方税滞納処分の例に依り、之が処分するものとする。区費以外の収入金を納期内に完納しないときも亦、前項の例に依り、之を徴収する。
- 第十七条 第九号、第十号、第十二号、第十六条の帳簿は、納期限完了後、十カ年間保存するものとする。
- 第十八条 督促状に指定すべき期限は、特別の事由あるものの外は、七日以内とする。

第十九条 市町村は、其の徴収した区費を、徴収期限後三日以内に、納付書第十一号様式を製し、之を理事長に送付し、その領收書を得て、納入の義務を了するものとする。

第二十条 区費の徴収に対する交付金は、毎年三月に於て之を交付する。

第二十一条 納入に於て納期限後（督促状発付前）区費を納付しようとするときは、納付書第十一号様式を製し、本土、地改良区に払込むものとする。

第二十二条 会計係に於て、現金を領収するときは、帳簿及領收書に領収印第十二号様式を押捺し、領収するものとする。徴収令書、納額告知書、又は督促状に依らざる収入に付ては、収入台帳に依り、領収の手続をするものとする。

第二十三条 滞納処分による区費、その他の収入金を収入するには、理事長は、収入命令をし、会計係をして、滞納整理簿により記帳、該金領収の手続をするものとする。

第二十四条 収入命令は、収入整理簿、収入台帳及び、滞納整理簿の所定欄に、捺印するものとする。

第二十五条 支出命令は、支出命令書第十三号様式を以てするものとする。但し、請求書があるものは、其の余白に第十四号様式の記載捺印し、代用するものとする。

支払金の戻入を要するときは、付戻戻入命令書第十五号様式を発するものとする。但し、返納告知書は第十六号様式に依るものとする。

第二十六条 会計係に於て、支出命令を受けたときは、予算に対照調査したる上、領収証書と引換に、現金を支払うものとする。領収証書を徴収することができないものに付ては、会計係に於て、付戻証明書を調製する。

第二十七条 会計係に於て、収支をしたときは、現金出納簿第十七号様式歳入簿第十八号様式歳出簿第十九号様式に記載、収支を明確にするものとする。

第二十八条 徴収令書、納額告知書、納付書、付戻命令、その他の証書類に記載する計数文字は、宅式参拾の文字を用いるものとする。

証書類の文字は、明瞭でなければならぬ。若し、誤字脱字があつて訂正を要するときは、金額に係るものは、其の全項を、抹し、右傍に正字を明記し、其の他にあつては、之を挿入削した上、欄外に其の給料総額の按分比に依り、之

旨を記載し、当該証書の氏名下に押捺せるものと、同一の印章を押捺しなければならぬ。諸帳簿の誤記訂正は、誤記の部分に朱線二条を直画し、正当な文字を其の傍に記載し、出納係、之に認印するものとする。

第二十九条 前各条に定まるものの外、左の帳簿を備へ整理するものとする。

現金前渡及概算払整理簿

保管金品受払簿

組合債整理簿

費目流用並予備費充用通知簿

郵便切手郵便受払簿

財産台帳

備品台帳

物品購入簿

入夫使用簿

前項に定まるものの外、必要に応じ、帳簿を設けることが出来る。其の様式は、理事長、之を定める。

第三十条 諸帳簿は、会計年度毎に、之を調製するものとする。但し、前条の諸帳簿は、年度を区分し、継続使用することが出来る。

第三十一条 財産の売却、工事の請負、物件労力その他の供給は、左の各号の一に該当するときは、随時契約に依ることが出来る。

一、特定の人、又は会社の専有する物件を、買入又は借入るとき。

二、物件の性質、若は使用の目的上、特定の製産所又は生産者より、直接に買入、又は借入を要するとき。

三、見積価格尠千円未満の工事の請負、又は物件の買入借入を要するとき。

四、国債証券、其の他有価証券を買入れるとき。

- 五 一廉千円未満の不用品を売却するとき。
- 六 相手方が官公營公共団体、又は公益法人、若は之に準すべき営利を目的としない団体なるとき。
- 七、入札者がないとき、又は再入札に付するも、尚落札者のないとき。
- 八 職工、人夫を備入れるとき。
- 九 臨時急務を要し、工事作業又は、物件の買入借入をするのに、紛争に付する暇がないとき。
- 十 競争入札に付する場合、却つて不利と認められたとき。
- 物品の修繕に關しては、餘て前項の規定を準用する。
- 第三十二条 経費の収支決算は、収入支出の証書類を、予算説明書の區別に依り、目別に整理し、幹項目金額及び、証憑書の枚数を記載し、更に幹項目に區別し、要科目金額を記載して、之を編綴することを要する。

附 則

本則は、公布の日より、之を施行する。
〔自第一号 至第十九号 様式省略〕

各務用水土地改良区堤塘並に除柵使用規程

- 第一条 本改良区用照水路の堤塘並に除柵使用を許おうとする者は、第一号様式に依り、左の事項を記し、理事長に出願しなければならない。
- 一 使用地の郡、村、大字、字名及其使用反別
- 二 使用の目的
- 三 使用の期間及料金
- 四、使用地の実測平面図、縮尺六百分の一以上及位置
- 第二条 工作物施設の目的を以て、堤塘並に除柵を使用しようとするときは、平面図及断面図を、願書に添付することを要する。

- 第三条 使用期間は、満五ヶ年以内とする。
継続使用を許おうとする者は、期間満了三カ月前に、第二号様式に依り、更に理事長に出願しなければならない。
- 第四条 使用許可期間内に使用を廃止しようとするときは、第三号様式に依り、理事長に届出を要する。
- 第五条 使用者、死亡又は隠居し、相続者に於て其の権利を継承しようとするときは、第二号様式に依り、理事長に、出願許可を受けなければならない。但し、其の権利を継承しないときは、第四条に依り、其の手続きを要する。
- 第六条 使用地には、其の区域の晴易い所に、長三尺末口三寸以上の柵を建設し、使用の目的、期間、反別及氏名を記載することを要する。
- 第七条 使用料金は、宅地一坪及官柱類は一本に付年額金：：、耕地は一坪に付年額金：：、雑地は一坪に付年額金：：とする。
但し、一廉の使用面積一坪に満いものは、之を一坪に切上げ料金を徴収し、又は宅地、鉄塔、広告板及之に類するものにして、特種のもの、理事長に於て、料金を増額徴収することがある。
- 第八条 使用土地の種類を変更したときは、使用者は、第一条に依り、遅滞なく、理事長に届出なければならない。
- 第九条 一時使用の料金は、土地種目の如何にかかわらず、一箇月以上使用する場合は、一坪に付、一カ月金：：とし、一ヶ月未満使用する場合は、一坪に付、一日金：：とする。一カ月以上使用する場合に於て、一カ月未満の端数あるも、料金は一カ月とする。
即各項の使用料金にして、一廉金：：坪に満たないものは、之を坪位に切上げ徴収する。
- 第十条 使用料金は、年を以て許可したときは、甲年四月より乙年三月までを一期とし、甲年四月中に徴収する。四月以後に許可したときは、其の期に限り、許可の日より三十日以内に、月割を以て徴収する。
前項の末期が、一期に満たないで満了するときは、其の期間の料金は、四月中に月割を以て徴収する。
日又は日を以て許可したときは、使用前に徴収する。
- 第十一条 既納の料金は、之を還付しない。
- 第十二条 公共事業の爲にする使用の場合は料金を免除することがある。

附 則

本規程は、公布の日より、之を施行する。
 使用地面積は、実測（三斜法）の反別を記載する事、但し、勾以下は切捨て合位に止む、本規定施行前に許可を受け
 現に使用中のもの料金は、すべて本規程に依り、改定徴収するものとする。
 （自第一号様式至第三号様式省略）

第六節 歴代組合管理者

各務用水創業のため、本県知事小崎利雄は、明治二十年二月各務郡芥見村外九カ村を区域に指定し、次いで同用水組
 合聯合村会の成立をまち、時の厚見各務方界郡長阿部直輔を、これが管理者に指名し、爾来歴代所轄郡長が管理者とな
 り、同三十年四月一日厚見各務二郡および、方界郡の一部を以つて稲葉郡を置いてからも変わりはなかつた。しかし
 当初は、武儀郡小金田村大字上白金下白金との組合用水で、従つて小金田村長後藤小平治が管理に当り、用水に管理者
 が二人と云う状態であつたが、同三十二年一月十一日付、時の知事安楽兼道の各務用水普通水利組合設置の告示により
 茲に各務用水は公法人に改組成り、管理者も稲葉郡長一人の管理に帰した。

次いで大正十五年六月郡役所廃止以後は、本県在勤の地方事務官中より指定、更に昭和十七年七月伊奈波地方事務所
 の設置後は、同所長を以つてこれに充てたが、同二十七年八月二日付、本県知事武藤嘉門の許可により、各務用水土地
 改良区に改組後は、理事長において管理することとなり、ここに管理権は初めて組合代表者の手に帰した。思えば各務
 用水誕生前、その胎動期に一方ならぬ苦勞した郡長駒田正忠は、組合結成前に退職し、次の阿部郡長が、初代管理者と
 なつた。すなわち初代以下歴代管理者は、次のとおりである。しかして各時代毎に、その章に記載すべきであるが、便
 宜の爲めことに、一とまとめに併記する次第である。

〔所轄郡長時代〕

初代	二代	三代	四代	五代	六代	七代	八代	九代	十代	十一代
官職名 厚見各務郡長 方界	稲葉郡長									
管理者氏名	阿部直輔	津田 謙 孝	小崎 忠 威	沢田 乙 三	川田 茂 通	齊藤 実 直	竹内 伊之助	村上 定 吉	竹内 伊之助	大野 勇
就任年月	明治十九年三月十八日	同 二十六年十二月二十一日 三十一年四月一日	同 三十五年六月四日	同 三十六年十月二十日	同 三十九年六月十六日	同 四十一年二月二十九日	同 四十三年六月十二日	大正四年八月十三日	同 八年七月三十一日	同 十三年十二月十八日
備考	創業工事および濃尾震災復旧工事 施行	明治二十九年三十四年大水害復旧工 事施行および普通水利組合に改組 八之字塚の築造			記念碑建設および成功式を挙行	組合功勞者表彰式挙行	津保川大掛橋を鉄材に掛架			

〔地方事務官時代〕

十二代	地方事務官	朝比奈 泰	大正十五年七月一日
十三代	同	山野辺 勝太郎	昭和三年八月一日
十四代	同	山崎 隆 善	同 四年十月十五日
十五代	同	大垣 勝太郎	同 七年十月三十日
十六代	同	伊藤 秀 善	同 九年六月一日
十七代	同	田口 英太郎	同 十一年五月十五日
十八代	同	乾 伊太郎	同 十一年八月四日
十九代	同	中山 春 男	同 十二年七月三十日
二十代	同	枚田 四郎右エ門	同 十四年二月六日

〔地方事務所移時代〕

二十一代	地方事務官	中井 潔	昭和十七年七月一日
二十二代	同	林 正 久	同 十九年四月一日
二十三代	同	近藤 貢	同 二十年六月十八日
二十四代	同	川出 久 一	同 二十一年二月二十一日
二十五代	同	青山 勢 男	同 二十一年十一月二十三日
二十六代	事務吏員	高井 音 吉	同 二十二年九月三十日
二十七代	同 (所長心得)	千藤 三 夫	同 二十五年六月二十日
二十八代	同	橋本 勝三郎	同 二十五年七月十日
二十九代	同	藤井 己之助	同 二十七年九月九日
三十代	〔土地改良区理事長時代〕	横山 多賀治	昭和二十七年十二月十三日
三十一代	理事長	坂井 義 平	昭和三十五年四月一日

第七節 発電計画の概要

そもそも人は、将来の夢を見希望を持たねば大膽しない、また事業は、将来の計画が無くては發展しない。併し用水事業の如きは、その目的および施設の現状に鑑み、それを利用する将来の計画は、非常な制約をうけて殆んど樹てる余地がない。茲において本改良区は毎年六月十五日より九月十五日までの灌漑期間以外、九カ月の水量を利用し、津保川大掛樋上流に発電所を設け、発電せんとし、専門技術者に囑託して調査させた結果、有効落差六米を利用すれば、一九〇キロの発電が可能であり、しかも採算に合うと結論に達した、その概要は、次のとおり。

各務用水発電計画概要

灌漑期日	自六月十五日 至九月十五日	三カ月間
灌漑面積	七〇〇町歩	
取 入 口	関市小瀬地内杉良川鮎之瀬橋上流左岸 (取入口より水路に自然流入、灌漑期外は、取入口下流四キロメートル地点津保川に放流)	
発電所位置	津保川掛樋上流に新設	
使用水量	四リツポイメートル	
有効落差	六メートル	
理論馬力	一九〇キロ	年間出力二五、二〇〇 KWH
建設費	二、五〇〇万円	
一KWH当	一七円二〇	

水橋工事	六五〇〇〇〇〇〇円
発電所基礎工事	四三五〇〇〇〇〇円
放水路及護岸工事	一三五〇〇〇〇〇円
水路補強工事	三〇〇〇〇〇〇〇円
発電所上家工事	一〇〇〇〇〇〇〇円
用地補償	二〇〇〇〇〇〇〇円
仮設備工事	五〇〇〇〇〇〇〇円
仮電気設備工事	三〇〇〇〇〇〇〇円
測量監督費	三〇〇〇〇〇〇〇円
水車発電費其他	六三〇〇〇〇〇〇円
計	二一八〇〇〇〇〇〇〇円

備考 採算についての分省略

しかしこの発電計画は、未だ将来の夢であり、理事会の議に附する迄にその機が熟せぬ、若しこれが実現すれば、国家に貢獻するは勿論、本改良区経営の面にプラスとなることは言うを俟たぬ、筆者は茲に、発電計画よ正夢であれと祈つて、本沿革史の筆を擱く。

以上が森義一氏の苦心の筆によるものであるが其後昭和四十年迄の大略を「土地改良区時代其の二」として併記する。

第八章 土地改良区時代（其の二）

第一節 総代選挙・通常総代会・臨時総代会・役員選挙

〔通常総代会〕 昭和二十九年三月十七日開会
 午前十時より稲葉郡芥見村真聖寺において、法定数以上出席して開会、諸般の事項を議決して即日閉会した。（議決事項省略）

〔役員選挙〕 右総代会終了後、任期満了に伴う役員選挙を行ない、左の通り選出した。（敬称略）

理事 六人

横山多賀治 松岡太助 後藤甚市 藤田良種 横山留吉 平光健一

監事 四人（土地改良法の改正により全員改良区において選出）

高橋隆衛 坂井義平 遠藤万一 山田小助

右選任された理事会において理事長互選の結果、理事長に横山多賀治が選任された。

尚事務職員として左の通り任用した。

村瀬道樹 宮部梅二 清水対三

〔通常総代会〕 昭和三十年三月三十日開会

午前十時より稲葉郡芥見村真聖寺において法定数以上出席して開会、諸般の事項を議決して即日閉会した。（議決事項省略）

〔通常総代会〕 昭和三十一年三月三十一日開会

午前十時より稲葉郡芥見村真聖寺において開会、諸般の事項を（省略）議決した。内特に総代定員一〇〇人を六一人に減員するとの定款を変更、左の通り各選挙区の定員を決定し即日閉会した。（括弧内は旧定員）

第一区 関市上白金 六人(二〇人)
 第二区 同 下白金 四(七)
 第三区 岐阜市芥見 一五(二五)
 第四区 同 岩田 四(六)
 第五区 同 岩滝 四(七)
 第六区 稲葉郡蘇原町大島 七(二三)
 第七区 同 同 宮代 一(二)
 第八区 同 同 三柿野 一(一)
 第九区 同 同 伊吹 一(一)
 第十区 同 那加町前洞 八(二三)
 第十一区 同 同 北洞 一(二)
 第十二区 同 同 西市場 三(五)
 第十三区 同 同 山後 一(一)
 第十四区 同 同 岩地 一(一)
 第十五区 岐阜市水海道 四(六)

〔役員選挙〕 右総代会終了後任期満了に伴う役員選挙を行ない、左の通り選出した。(敬称略)
 理事 六人
 横山多賀治 後藤甚市 藤田良種 松岡太助 横山留吉 平光健一
 監事 四人
 高橋隆衛 丹羽一一 坂井義平 遠藤万一
 右選任された理事会において理事長互選の結果、横山多賀治が選任された。

〔総代選挙〕 昭和三十一年十一月一日執行
 後前総代の定員は一〇〇人であつたが定款変更の上昭和三十一年三月三十一日の通常総代会で定員六一人と決定したので次の通り選出した。(敬称略)

第一選挙区 関市上白金 定員六名
 古川常二 後藤文夫 梅田玉夫 後藤甚市 後藤輝夫 後藤和吉

第二選挙区 関市下白金 定員四名
 西村佐一郎 松田宮一 山田大五郎 長谷部義雄

第三選挙区 岐阜市芥見 定員一五名
 亀山喜一 亀山庫三 川村与作 藤田良種 高橋隆衛 下野亮介 藤田真一 後藤誠一 水野秀一 後藤政一
 足立精市 後藤政市 藤田善喜致 宮田定一 後藤重一

第四選挙区 岐阜市岩田 定員四名
 丹羽宮二 丹羽一一 丹羽甚一 矢尾嶺治郎

第五選挙区 岐阜市岩滝 定員四名
 大野一郎 大野 勇 杉浦治一 大野栄一

第六選挙区 各務原市蘇原大島 定員七名
 横山多賀治 遠藤喜代蔵 小野木倉治郎 横山善朗 林 万治郎 遠藤万一 遠藤忠雄

第七選挙区 各務原市蘇原宮代 定員一名
 小野利頂

第八選挙区 各務原市蘇原三柿野 定員一名
 兼松幸雄

第九選挙区 各務原市蘇原伊吹 定員一名

小林重吉

第十選挙区 各務原市那加前洞 定員八名

松岡太助 横山兼次 牧田 薫 牧田明男 川島清九郎 牧田美一 川島好雄 川島治七

第十一選挙区 各務原市那加北洞 定員一名

横山源一

第十二選挙区 各務原市那加西市場 定員三名

坂井義平 酒井直八 前田秋捨

第十三選挙区 各務原市那加山後 定員一名

遠藤 勇

第十四選挙区 各務原市那加岩地 定員一名

浅野悦司

第十五選挙区 岐阜市水海道 定員四名

平光深吉 平光健一 平光円七 平光正男

以上

〔通常総代会〕 昭和三十三年三月二十七日閉会

午前十時より岐阜市西野町西別院船橋願誓寺において、法定数以上出席して開会、諸般の事項を議決し即日閉会した。

〔議決事項省略〕

〔通常総代会〕 昭和三十三年三月二十七日閉会

午前十時より岐阜市西野町西別院船橋願誓寺において法定数以上出席して開会、諸般の事項を議決して即日閉会した。

〔議決事項省略〕

〔役員選挙〕 右総代会後任期満了に伴う役員選挙を行ない左の通り選出した。(敬称略)

理事 六人

横山多賀治 後藤甚市 藤田良種 丹羽一一 坂井義平 平光健一

監事 四人

川島好雄 高橋隆衛 遠藤万一 西村佐一郎

右選出された理事会において理事長互選の結果、理事長に横山多賀治がされ更に出納責任理事として丹羽一一が選任された。

〔代表監事の選任〕 昭和三十三年五月三十一日午前十時より岐阜市東別院において監事会を開き全員出席の上代表監

事互選の結果、川島好雄氏が選任された。

〔通常総代会〕 昭和三十四年三月一日閉会

午前十時より稲葉郡那加町西市場法蔵寺において法定数以上出席して開会諸般の事項を議決し即日閉会した。(議決事項省略)

尚総代会終了後同所において事業功労者追悼会を遺族参列の上執行し午後三時半終了した。参会者九五八

〔臨時総代会〕 昭和三十四年十二月八日閉会

午前十時より関市巖手センターにおいて法定数以上出席して九月二十六日の伊勢湾台風による甚大なる被害の復旧を

中心とする諸議案を提案した。即ち

一 用悪水路費において 一四三、五〇〇円を追加し

二 災買復旧費において 二、四五一、〇〇〇円を追加し

三 改良費において 一、四八〇、六〇〇円を減額し

四 県管改良促進費において 二五〇、〇〇〇円を追加し

五 区債費において 五〇、〇〇〇円を追加し

更に区債費において 四五、〇〇〇円を追加し

差引支出において一、三八六、〇〇〇円の増額支出を提案し、その財源として

一補助金において
二返償費において

一五〇、〇〇〇円を追加し
一、二三六、〇〇〇円を追加した

(農林資金及び一般資金の借入)

をもつてこれに充当復旧工事を実施せんとした。

これに対し臨時総代会は、事情止むを得ざるものとして原案の通り全員賛成議決し即日閉会した。

(この復旧事業の内容は別途記載した)

〔通常総代会〕 昭和三十五年三月二十九日開会

午前十時より岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において、法定数以上出席して開会、諸般の事項を議決して即日閉会した。(議決事項省略)

〔役員選挙〕 右総代会閉会後任期満了に伴う役員選挙を行い左の通り選出した。(敬称略)

理事 六人

坂井義平 後藤甚市 篠田良種 平光健一 丹羽一一 横山多賀治

監事 四人

川島好雄 水野秀一 遠藤万一 西村佐一郎

右選出された理事会において理事長互選の結果、理事長に坂井義平が選任された。

尚理事長代理者に理事篠田良種を選任した。

又同日の監事会において代表監事互選の結果川島好雄を選任した。

〔臨時総代会〕 昭和三十五年十月二日開会

午前十時より岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において法定数以上出席して開会、伊勢湾台風による被害の復旧が完了した許りにもかゝらず、八月十三日又復これを凌ぐ第二室戸台風の来襲により甚大な被害を受けたのでこの復旧実施につき臨時総代会を開き左の通り附議した、即ち

災害復旧事業(国庫対象)費として一、三三〇、七〇〇円を斗上して、取入口及開梁其他の水路復旧を為すことと

し、その財源は一応農林漁業資金の借入により賄い補助金収入後これを繰上償還することとし、農林漁業資金の借入金のみでの不足金は区費賦保金の増徴をなしてこれに充当せんとし、金幣百五十拾萬円を計上し提案した。

主なる復旧工事及工費は別途(室戸台風)の欄に記載した。

臨時総代会は、以上の提案に対し止むを得ざるものと認め原案の通り議決し即日閉会した。(この復旧事業の概要は別途記載した)

〔総代選挙〕 昭和三十五年十月三十一日執行

任期満了による総代選挙を執行す。定員六一人に対し立候補者数(土地改良法の改正により立候補制となつた)は六一人にして無投票により立候補者全員当選した。(当選した総代の氏名は省略)

〔通常総代会〕 昭和三十六年三月二十八日開会

総代改選後の通常総代会を午前十時より岐阜市芥見真聖寺において法定数以上出席して開会、諸般の提案議題を審議し何れも原案の通り議決して即日閉会した。(理事長代決規程の外議案省略)通常総代会終了後、本土地改良区の創設功勞者として、昭和三十五年八月三十一日後五位に叙せられた岡田只治氏、後藤小平治氏、横山忠三郎氏の三人の記念碑を芥見事務所東隣に建立せられたのでその除幕式を遺族並びに総代会出席者出席の上執行した。

理事長代決規程左の通り

理事長代決規程

第一条 定款第三十九条但書の規定により理事長に於て専決する事務の範囲は別に規定あるものの外、本規程の定めるところに依る。

第二条 本規程により理事長の専決する事項左の通りとする。

但し、第十九号、第二十号の金額は理事会の決定により増加することが出来るものとす。

1. 職員、委員、使用人の諸願届に関する件
2. 職員、使用人の除服出仕の件
3. 職員、使用人の喝暇に関する件

- 4 職員、委員、使用人の県内出張の件
- 5 車馬賃実費払承認の件
- 6 経易なる事件の報告進達又は、却下及び文書往復の件
- 7 定款規則による告示、公告の件
- 8 文書の閲覧謄写承認に関する件
- 9 法律上又は総代会の決議により権利を取得移転すべき土地建物の登記の件
- 10 地権目変換土地分割及び有租地又は免租地域申請に関する件
- 11 堤塘及び水利使用に関する件
- 12 河川敷堤塘敷占用及び生産物私下副申の件
- 13 財産収入、使用料、手数料、補助金その他の収入金の請求領収の件
- 14 区費の徴収委任並区費滞納金の徴収請求に関する件
- 15 総代会の議決に依る借入金及び利子償還の件
- 16 器具、機械類の賃借に関する件
- 17 臨時に人夫、船、車馬等借入れの件
- 18 市外電話使用の件
- 19 一歳未満田未満の竹木、雑草其の他の生産物不用品売却に関する件
- 20 一歳未満田未満の工事請負又は物品購入修繕又は図書類印刷に関する件
- 21 前号工事の竣功検査の件
- 22 工事費（竣功検査済）諸給与、費用弁償、人夫賃、物品購入代金等支出に関する件
- 23 保証物件の受入返還の件
- 24 会計簿簿の査閲に関する件
- 25 其他経易なる常務

第三条 前条各号の外、理事会の決議により委任せられたる事項は理事長之を専決することができる。

附 則

本規定は、昭和三十六年四月一日より之を施行する。

昭和二十七年十一月二十五日発布の理事長代決規程は之を廃止する。

〔通常総代会〕 昭和二十七年三月三十日開会

午前十時より岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において法定数以上出席して開会、諸般の事項について審議の上原案の通り議決し即日閉会した。（土地改良区有給吏員退職給与規則中一部改正案を左の通り議決した。他の議決事項は省略する。）

土地改良区有給吏員退職給与規則の一部改正

第二条 前条の退職給与金は、岐阜県有給吏員退職料給与条例の規程を準用することとあるを、岐阜県職員退職料給与条例を準用すると改む。

附 則

本改正は、昭和三十七年四月一日より之を施行し、本改正前より引きつゞき勤務する者はこれを通算する。

〔役員選挙〕 右総代会終了後午後任期満了に伴う役員選挙を執行し左の通り選出した。（敬称略）

理事 六人

坂井義平

後藤甚市

篠田良権

大野順蔵

平光健一

横山多賀治

監事 四人

川島好雄

水野秀一

丹羽一一

速藤万一

右選任された理事会において、理事長互選の結果、坂井義平が選任せられた。

〔臨時調査委員会〕 総代会において決定した区費賦課率の調査方につき臨時に調査委員会を設置しその第一回委員会を昭和三十七年四月二十三日岐阜市梅河町水産会館において開会、役員を含め各地区より選出せられた委員六人計十六人により種々協議し、第二回は昭和三十七年七月十一日伊奈波波県事務所で開会し、協議した。

第三回は、昭和三十八年三月二十五日伊奈波県事務所において開会、協議したが未だ結論を得るに至らず后日にこれを残すこととなった。

〔通常総代会〕 昭和三十八年三月二十八日開会

午前十時より岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において開会、法定数以上出席の上諸般の案件につき審議の上原案の通り議決し即日閉会した。(議決事項省略)

〔通常総代会〕 昭和三十九年三月二十八日開会

午前十時より岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において開会、法定数以上の出席の上諸般の事項に付き審議の上原案の通り議決し即日閉会した。(議決事項省略)

〔役員選挙〕 右総代会終了後任期满了に伴う役員選挙を執行し左の通り選出した。(敬称略)

理事 六人

坂井義平 後藤基市 篠田良穂 大野順蔵 遠藤万一 平光健一

監事 四人

川島好雄 高橋隆衛 丹羽一 遠藤喜代蔵

右選任された理事会において理事長互選の結果、坂井義平が選任せられた。

〔総代選挙〕 昭和三十九年十月三十日執行

任期满了に伴う総代選挙を執行し、定員六一人に対し立候補者も六一人にして、無投票当選と決定された。当選者次の通り(敬称略)

第一選挙区 関市 上白金 定員六人

古川 甫 後藤文夫 梅田玉夫 後藤基市 後藤輝夫 後藤穂吉

第二選挙区 関市 下白金 定員四人

長谷部義雄 西村佐一郎 山田小助 山田大五郎

第三区選挙区 岐阜市 芥見 定員一五人

亀山七郎 亀山孝一 亀山吾郎 篠田良征 高橋隆衛 浅見芳市 篠田良穂 後藤利一

水野秀一 後藤政一 林 満 桜井重雄 篠田広吉 森 幸一 後藤清一

第四選挙区 岐阜市 岩田 定員四人

丹羽喜三郎 丹羽一 丹羽甚一 津田政市

第五選挙区 岐阜市 岩滝 定員四人

安田光明 川出実三 杉浦勝治 杉浦義美

第六選挙区 各務原市 蘇原大島 定員七人

小野木 茂 遠藤喜代蔵 箕浦 勇 横山寛一 林 万治 遠藤万一 遠藤忠雄

第七選挙区 各務原市 蘇原宮代 定員一人

横山法義

第八選挙区 各務原市 蘇原三柿野 定員一人

川島高永

第九選挙区 各務原市 蘇原伊吹 定員一人

小林篤一

第十選挙区 各務原市 那加前洞 定員八人

北川利夫 松岡定一 松岡太二治 松岡輝雄 横山 真 牧田美一 川島好雄 川島治七

第十一選挙区 各務原市 那加北洞 定員一人

横山源一

第十二選挙区 各務原市 那加西市場 定員三人

坂井義平 酒井耕作 領木真一

第十三選挙区 各務原市 那加山後 定員一人

遠藤久雄

第十四選挙区 各務原市那加岩地 定員一人

浅野栄作

第十五選挙区 岐阜市水海道 定員四人

平光深吉 小酒井源吾 平光善郎 平光正男

以上

〔通常総代会〕 昭和四十年三月二十七日開会
午前十時より岐阜市東別院において、法定数以上出席して開会、諸般の事項につき審議し原案の通り議決し即日閉会した。(議決事項省略)

第九章 台風による被害状況及びその復旧

第一節 伊勢湾台風

昭和三十四年九月二十六日の伊勢湾台風により、長良川が氾濫したため、関市小瀬地内長良川左岸の用水取水水門の操作室及び幹線導水路の堤塘を崩壊し、その土砂が水路内に流入堆積して通水不能となつたので早速堰専長及役員は実地調査を為すと共に県の応援を受けて復旧事業計画書を作成し、これに基いて同年十月二十六日農林省の査定を受け国庫負担対象復旧事業として着手した。その復旧、左の通り

(1) 第一号復旧工事(関市小瀬地内取水水門及護岸)

樋内操作室の天井、壁等、しつ皆流失につきこれを原形に復旧した。

取水水門、取付護岸並びに階段工を原形のとおり練石積をもつて復旧した。

(2) 第二号より第六号(関市小瀬地内)工事の復旧及び水路埋没土砂取除き被災した各工事共原形に復旧した。

(3) 水路埋没した土砂の砂除工事

埋没した土砂一、一七四立方メートルの排土を実施して原形に復旧した。

以上復旧に要した総工事費は、金七百七拾九萬九千五百円に達し、工事は指名競争入札により、関市日之出町中部建設株式会社と請負契約の上実施し、昭和三十四年十二月十日着手、同三十五年三月二十五日竣功せり。

尚、右の復旧本工事実施に先立ち、水路の埋没土砂の応急排土を工費四拾七万四千円をもつて指名競争入札の上堀組、堀弥八と請負契約の上実施し、又関市小瀬地内鬼橋附近の崩壊提塘復旧工事を工費貳拾五萬円也でこれ又指名競争入札の上南谷組(羽島郡堀津町)と請負契約の上実施した。

前記各工事は昭和三十五年四月十七日伊奈波農務事務所係員による竣功検査を受け設計の通り竣功せることを認められた。

以上の復旧工事費の財源はその八割相当額を農林漁業資金より借入れ、不足額は他の金融機関より一時借入をなし一面区賦課金を充当して、工事を完了せり。

台風(伊勢湾及び後記する室戸台風)による国庫対象復旧及県単災害復旧工事のため借入れた農林漁業資金より借入れた金額、次の通りである。

(昭和四十年年度現在償還未済額も併記す)

記

借入年月日	借入先	借入金額	償還方法	償還済額	償還未済額
昭和三五、三、二一	農林漁業 金融公庫	一、九〇〇、〇〇〇円	三年据置 一〇年賦二〇回	一、六〇七、一〇八円	二九二、八九二円
同 三五、一、二二	同	一〇、三〇〇、〇〇〇	三年据置 一〇年賦一〇回	七、六〇二、〇二七	二、六九七、九七三
同 三六、一、一五	同	二、一〇〇、〇〇〇	同	一、四八一、八二八	六八八、一七二

同	同	同	同	同
三、七、一、二五	同	一、六二〇、〇〇〇円	同	五三三、〇〇〇
同	同	一、四〇〇、〇〇〇	同	五七五、〇〇〇
三、八、六、四	同	〇〇〇、〇〇〇	同	八二五、〇〇〇
同	同	二二〇、〇〇〇	同	一三一、五五〇
三、八、六、五	同	〇〇〇、〇〇〇	同	一、七三六、一三三
計		一七、五四〇、〇〇〇		四、八〇三、八八七

第二節 第二室戸台風

伊勢湾台風（昭和三十四年九月二十六日）による甚大な被害を受け多額の経費をもって漸く復旧したにもかゝらず翌昭和三十五年八月十三日又復伊勢湾台風以上の「第二室戸台風」の被害を受けたるにおよび組合員一同も、一瞬茫然自失の有様であつたが時恰も用水明節の事として寸時も放棄し得ないため応急に復旧調査を了し農林省の国庫対象査定による補助申請をすると共に以先埋没した水路排土作業に時を移さず実施し、不十分なが通水をなしその復旧工事を昼夜兼行完遂した。その概要左の通り。

- (1) 取入口の操作室は伊勢湾台風により崩壊しこれを原形に復したのであるが「第二室戸台風」により又崩壊したので、今回は鉄筋コンクリート造で改良復旧し「スピンドル」の曲折は取替を行わず復旧した。（第一号工事）……この工事及以下記する各工事共指名競争入札により請負契約の上実施した。……
- (2) 開梁の最上流部（関市小瀬地内）は長良川の左岸堤防を兼ねている状況であつたが二回に互る長良川の出水氾濫により土砂流入して水路は又復埋没したので、これが永久防止対策として「アーチ型暗梁」に復旧した。（第二号工事）

(3) 右開梁が暗梁工となつたので、今後長良川の洪水の時は暗梁堤上が溢流変化を来すので、この暗梁堤を全部煉石積とした。即ち右岸堤四〇米左岸堤二九米（第三号工事）

(4) 第三号工事の下流右岸堤が洪水のため欠潰したので、原形に復旧した。（第四号工事）
以上(2)と(4)迄の復旧工事費は八、八〇〇、〇〇〇円に達した。

(5) 延長九〇三米に互る水路は、土砂流入して通水上支障があるので、この排土浚渫工事を工事費五〇七、〇〇〇円で実施した。

(6) 関市小屋名地内の旧取入口堤塘及同地内鬼橋附近の右岸堤も長良川の洪水氾濫により流失したので、この築堤復旧を工事費五〇七、〇〇〇円をもって実施した。

右記載した各復旧事業費は総額実に壹千〇貳拾參万七千円の巨額に達し、更に小瀬調節水門前左岸堤の崩壊復旧を工事費六拾七万參千円で又再度の鬼橋附近の右岸堤の崩壊復旧も、工事費參拾六万八千円で復旧した等、再受の台風被害の甚大さを物語るものである。

以上の復旧費の財源は伊勢湾台風被害の復旧財源と同様その八割を農林漁業資金より借入充当せり。（既記の農林資金借入状況を参照せられたし）

第三節 其の他の災害

昭和三十六年六月二十六日、愛知、岐阜、三重の三県下に至る集中豪雨により小瀬調節水門前右岸の崩壊（伊勢湾台風及室戸台風で崩壊し復旧した箇所）の被害を受けたので応急処置と復旧調査完了し又小屋名地内鬼橋附近の右岸堤も是又崩壊の憂目を見たので、これも応急処置と復旧調査を完了し、国庫対象復旧事業として農林省の査定を受け、その決定に基いて何れも指名競争入札により工事を実施した。即ち、

小瀬調節水門前工事の工事費六七三、〇〇〇円（山田組実施）

鬼橋附近右岸工事の工事費三六八、〇〇〇円（後藤秋吉実施）

以上の復旧費財源は、その八割を農林漁業資金の借入（別途農林資金借入関係参照のこと）により不足額は区費賦課金により充当した。

昭和三十七年六月十日及十一日の集中豪雨により関市小瀬調節水門前上流左岸は四〇米に至り護岸崩壊し、用水路は崩壊土砂をもつて埋没し、時恰かもかんがい期のため応急埋没土砂の排土を図ると共に、直に調査復旧設計に着手し、これを完了して七月二十五日農林省の査定（国庫対象事業として）を受け、十一月二十九日指名競争入札に附し請負金七百式拾四万八千円を以つて山田義信と請負契約の工事着手し翌年三月末日竣功した。

この工事は左岸堤の原形復旧のみならず附近山添及村落よりの悪水流下を受けて堤腹に浸透することを防止するため溢流堤に改め且堤防に橋梁を架設した。

尚右工事費の財源は、その八割を農林漁業資金の借入に（別途農林資金借入関係参照のこと）求め、不足額は区費賦課金にて充当した。

第四節 取入口の操作電化

関市小瀬地内長良川左岸にある用水取入操作室は、伊勢湾台風及び第二室戸台風の二回に至り原形を止めない迄に崩潰され、其の都度多額の経費を投じて復旧したが今後の災害を考慮して従来の手動捲揚機を電力捲揚機に変更し更にその捲揚機と共に操作台を屋上に左の如く設置しその安全を期した。即ち

- (1) 電動、手動二連動型捲揚機二台、変速機一台、配電盤一台、其他
- (2) 操作台一式

右工事を工事費百四拾参万円を以つて指名競争入札の上、岐阜市丸徳鉄工所と請負契約（昭和三十七年十一月十四日）昭和三十八年三月二十日竣功せり。

尚右工事に伴い工費拾八萬九千円也で扉改良取付工を山田組と請負契約の上実施し、更に工費八万七千円也を以つて電灯、避雷針の取付工及扉ローラの取付、扉低部改良、手摺、梯子取付工を工費貳拾参万参千円也で是又丸徳鉄工所と請負契約の上実施した（以上各工事は県単対象とす）

斯くて取入口捲揚機及扉其他の関連工事は全部完了したが、その総工事費は百九十九万九千九百九十円に達した。この財源は農林資金よりその八割を借入れ不足額は賦課金を充当した。（別途農林資金借入関係参照のこと）

第五節 県単対象事業

毎年度災害復旧については県の甚大なる援助により県単対象事業として全編に至り所々に三面舗装復旧、二面舗装復旧、コンクリート壁復旧、練石積復旧等数多くの採択を得て工事を実施しその実績は誠に著大なものがありこれを列記すべきが本意なるも敢てこれを割愛し、その内主たるもののみ左に記載することとした。即ち

- (1) 関市小瀬調節水門前右岸堤は二回の台風により崩壊したのでこの復旧は長良川の洪水の場合を考慮して溢流堤に改良することとなり農林省の査定を受けてこれを実施したことは既に記した通りであるが、一旦長良川の水位が上昇して本流より用水路に溢流堤を越えて流入する場合は、洪水と共に木株、木根其他雜草木類が用水路に流入したために調節水門の機能を阻害されること甚しいので、県の助成のもとに溢流堤上に古レールを組立て、その流入を防止したためその結果は誠に成績良好である。

この工事費は拾四万参千八百円也にして（内県単対象は九万九千円）組立工事は丸徳鉄工所において、基礎工事は山田義信において何れも実施した……註、古レールは名鉄より払下を受けて供給した。

- (2) 小瀬調節水門前の暗梁扉は旧型にしてその操作は仲々困難にして又その効用も不充分のため一朝出水の場合は用を為さぬため新に附衝改良と共に鉄扉を改良してこれを取付け実施したがその効果は誠に大である。工事費は拾五万円にして是又県の助成を受けた。

- (3) 関市小屋名地内鬼橋附近右岸は伊勢湾、第二室戸の両台風により長良川本流よりの洪水のため再度に至り同一ヶ所

が崩潰し、これを国庫対象事業として復旧したが、今後の洪水防止対策として西側に新に道路兼用の堤防嵩上工事を実施した。このため長良川の洪水水位はこれにて防止可能となつた。この延長一四六米巾員三、六米高平均七〇米、工事費貳拾七万円也。

第六節 県営改良事業の計画概要及びその経過

数回に亘る通常総代会出席時代の熱望にてこたえとして土地改良区は、全面県営改良を県に申出で県もその必要を認め、以来基本調査に着手し更に具体的改良計画を樹立した。これが国庫補助方農林省へ要請された、即ち〔計画の概要〕 改良計画の地域は、関市、各務原市、岐阜市の三市に跨りその地積は七〇七ヘクタールにして現在の地積四四〇ヘクタールに比して二六七ヘクタールの増加となるものである。

各務用水は創業以来実に七十余年を経過しており、昭和二十六年に取入施設を改良して、取水についての不安は全くなくなつたとはいへ、用水路は依然として旧態のまま水路の老朽による漏水甚だしく、下流における水不足の原因となり、漏水に起因する水路の崩壊もしばしばで、毎年多額の維持補修費を必要としている。

又、用水の末端は排水河川である境川及び荒田川に放水してかんがいでいるが、用水兼用に利用する関係で取入れ施設に要する経費も莫大に達すると共に、これら排水河川は工場汚水、都市排水が流入するので水質は汚濁して悪臭を放ち、年を経るに従つてこの度合は増加して居り、水稲生育上や農家の保健衛生上も排水河川利用は改善が望まれている。

このため、本計画において、老朽のための漏水の多い空石積水路を改良して、三面コンクリート水路とし、排水路を用排水兼用に利用することを極力避け、水利の安全と水利施設の近代化を図ると共に分水機構を確立して配水を合理化し、農業基盤整備の一翼とする計画である。

主要工事計画 水路改修延長一六、七四五米 概算事業費……三億八千貳百萬元（附帯団体営事業費を除く）
事業費に対する負担区分 地元負担額九千五百五拾萬元（総事業費の二割五分）

註……国庫補助五割、県費補助二割五分、地元負担金二割五分

右の地元負担金の財源は農林漁業資金よりその八割、即ち七千六百四拾萬元を借入れるものとし、その償還は工事期間五年、据置七年、年賦償還十五年、利息六分五厘で二十七ヶ年賦償還とし、その二十七ヶ年平均反当り年九二〇円となり、最高は年一、一五〇円となる見込である。

尚、右県営改良事業完成後は団体営即ち諸種の調約により県営改良事業に含まれなかつた分を、土地改良区営で単独改良を要する事業費は約壹億九百拾萬元を要する見込であるが、この事業は土地改良区の財政とにらみ合せて、順次実施計画を樹てるべきである。

〔計画樹立よりの経過〕 この計画は昭和三十六年度に着手し同三十八年度に之を完了したものであるが、現在組合員が久しく待望していたもので、この計画の実現に努めてきた。即ち、地区に編入されるべき地域二六七ヘクタールに及ぶ関係者としばしば協議、話し合いを進めてきたが各種の事情により未だ同意を得るに至らず、併しながら心ある関係者は一日も速かにその実現を熱望して止まぬので機末だ熟せぬとは言へ、近い将来計画の実現を見ることができると期待し、一層の努力を傾けたいと関係者は決意している。

第七節 関連土地改良事業

〔各務原市蘇原南部土地改良事業〕 この土地改良事業は岐阜市中央部より東へ十軒の地点にして、旧稲葉郡蘇原町の南部地域で全面積は二三一、七ヘクタールである。

事業の目的は、区画整理、道水路の新設改修及びこれに伴うかんがい排水施設の整備による合理化を図るにある。しかしして事業の目的の主要なるかんがい施設について記するに、区域内のかんがい用水は各務用水にその水源を求む。即ち、各務用水の現東幹線による岐阜市岩倉より南下して境川北部の蘇原一丁目地区に至り放水する〇、三八七^{m/s}を建設省建設による赤羽根井北を堰上げてこれに加えて境川の自然水及地下水を併せて利用して区域内のかんがいに用

いていたが、境川自然水及地下水はその量僅少にして降雨時を除いては境川の自然水は殆んどなく、従つて大部分の用水源は各務用水の放水である。水源は概ね確保出来るが水路は不完全でこれによる漏水等のため末端部へのかんがいも充分でない等の観点より他の諸施設とも併せて土地改良事業を実施せんとし、先ず用水路については全線即ち県道八三号線蘇原大島地内を起点として以南旧那加町境旧名巡検街道迄の各務用水路を全面的に付替廃止すると共にその新水路は三面舗装によつてかんがいし従前の漏水を防止し更に末端水不足を解消せんとす。又従前小排水路による不充分なる排水を除去するため新たな排水施設をなし以つて用排水を完備せんとした。かくして新用水路は新断面により下流部の旧水路に接続することとなる。

註……用排水路断面、用排水施設等は省略す。

受益面積 二三一、七ヘクタール 畑 一三〇、四
田 三三、〇ヘクタール
共地 六八、三

事業費 七千五百六拾万円

昭和三十八年度着手、昭和四十一年度完了見込

この土地改良事業の実施に当つては当土地改良区より計画の内容及効果等につき検討し且不審の点は便宜改良事業の認可権を有する県当局の意見を聞き、役員会の議を経て、実施に同意したが、実施の結果、用水配分等かんがいに支障ある場合は当該土地改良区に対し、その改善または施設替を要求することは勿論である。

尚、土地改良実施後用水路、用水施設及用水に伴う排水施設につき将来の維持管理に万全を期するため、別に関係者間に協定を結び協定者の取りかわせを行う予定である。

むすび

この稿を終るにあたり、全体を考察熟読すれば、尙幾多の記載すべき事項及施設の写真等も掲載すべきものもあつたと思われるが、種々の関係もあつてこれを網羅できなかつたことを諒とせられんことを請うものである。

理事長 坂井 義平

(昭和四〇、十一月)

昭和四十年十二月

日発行

★非売品★

編纂者

森 義 一
各務用土地改良区

発行者

各務用土地改良区代表者
理事長 坂 井 義 平

印刷者

神 谷 治 郎

印刷所

岐阜市本町一丁目三十八番地
か み や
電話②〇二〇四番

発行所

岐阜市司町二番地
各務用土地改良区

電話②一四八五番



各務原市図書館



111654828